

# 2019 年報



公益社団法人  
北海道国際交流・協力総合センター  
HIECC／ハイエック

# CONTENTS

## 2019年報

■北海道国際交流・協力総合センター （「HIECC(ハイエック)」)の歩み……………	1
■組織……………	2
■顧問・役員……………	3
〔平成30年度事業概要〕	
■理事会・通常総会の開催状況……………	4
■ハイエック設立40周年記念事業……………	5
■国際相互理解の推進……………	8
1 講演会、シンポジウム等の開催	
（1）国際理解講演会等の開催	
（2）北方圏講座の開催	
（3）北太平洋地域研究事業 （国際理解セミナー開催）	
2 国際関係情報の収集・提供	
（1）調査研究・資料収集事業	
（2）国際情報ネットワーク事業	
（3）季刊誌「Hoppoken（北方圏）」の発行	
3 海外派遣研修事業	
（1）海外派遣事業	
（2）高校生・世界の架け橋養成事業	
4 多文化共生の推進	
（1）多文化共生ネットワーク 連携推進協議会との連携	
（2）多文化共生の各種取組	
（3）北海道多文化共生アワード（表彰事業）	
■国際交流の推進……………	18
1 諸外国との各種交流の実施	
（1）日中青年交流事業	
（2）日韓交流事業	
（3）北海道青年訪問団韓国派遣事業	
（4）北海道外国訪問団受入	
（5）ロシアとの音楽交流事業	
（6）ベトナムとの人材交流促進事業	
（7）ロシアとの音楽交流事業	
2 留学生と道民との交流	
（1）外国人留学生国際交流支援事業	
（2）外国人留学生受入促進事業	
（3）留学生地域交流の実施	
3 海外移住者への支援	
（1）移住者支援事業	
（2）移住者子弟留学生受入事業	
4 各種交流事業への助成	
（1）国際交流助成事業	
5 地域、諸団体との連携	
（1）地域連携ネットワーク事業	
（2）他団体との連携による交流事業	
（3）外国公館交流促進事業	
■国際協力の推進……………	26
1 開発発展途上国向けのJICA研修事業への参画	
（1）研修事業の実施	
（2）草の根技術協力事業の実施	
2 海外からの研修員の受入れ 海外技術研修員の受入れ（南米圏域交流）	
3 国際協力情報の収集・提供 国際協力情報紙「であい」の発行	
〔資料〕	
■令和元年度 収支予算……………	28
令和元年度正味財産増減予算書	
■平成30年度 収支決算……………	30
平成30年度正味財産増減計算書内訳表	
平成30年度貸借対照表	
■平成30年度来訪者……………	33
■公益社団法人北海道国際交流・ 協力総合センター定款……………	34
■北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧……………	38
■道内外国公館／道内名誉領事館……………	41
■在日大使館……………	42
Hoppoken 別冊 ……………	43

# HIECC（ハイエック）の歩み

## 北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46 (1971) 年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」(~昭和 52 年)に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年 (1972 年) 1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51 (1976) 年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53 (1978) 年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。昭和 53 (1978) 年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

## 国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7 (1995) 年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対して活動範囲の拡大を図りました。それを受け、平成 8 (1996) 年 4 月には、国際協力機構 (JICA) が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」(札幌・帯広)の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10 (1998) 年 3 月には自治省 (現総務省) より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10 (1998) 年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18 (2006) 年 7 月に (財) 北海道海外協会、平成 22 (2010) 年 4 月に (社) 北太平洋地域研究センター (NORPAC) をそれぞれ統合しました。

## 国際活動の総合的な拠点として

平成 20 (2008) 年に設立 30 周年の節目を迎え、北方圏センターの今後の方向性を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22 (2010) 年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

## 公益社団法人への移行

平成 23 (2011) 年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」(Hokkaido International Exchange and Cooperation Center) に改称し、「HIECC (ハイエック)」の略称で新たなスタートを切りました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しております。

### 北海道国際交流・協力総合センター年表 (略)

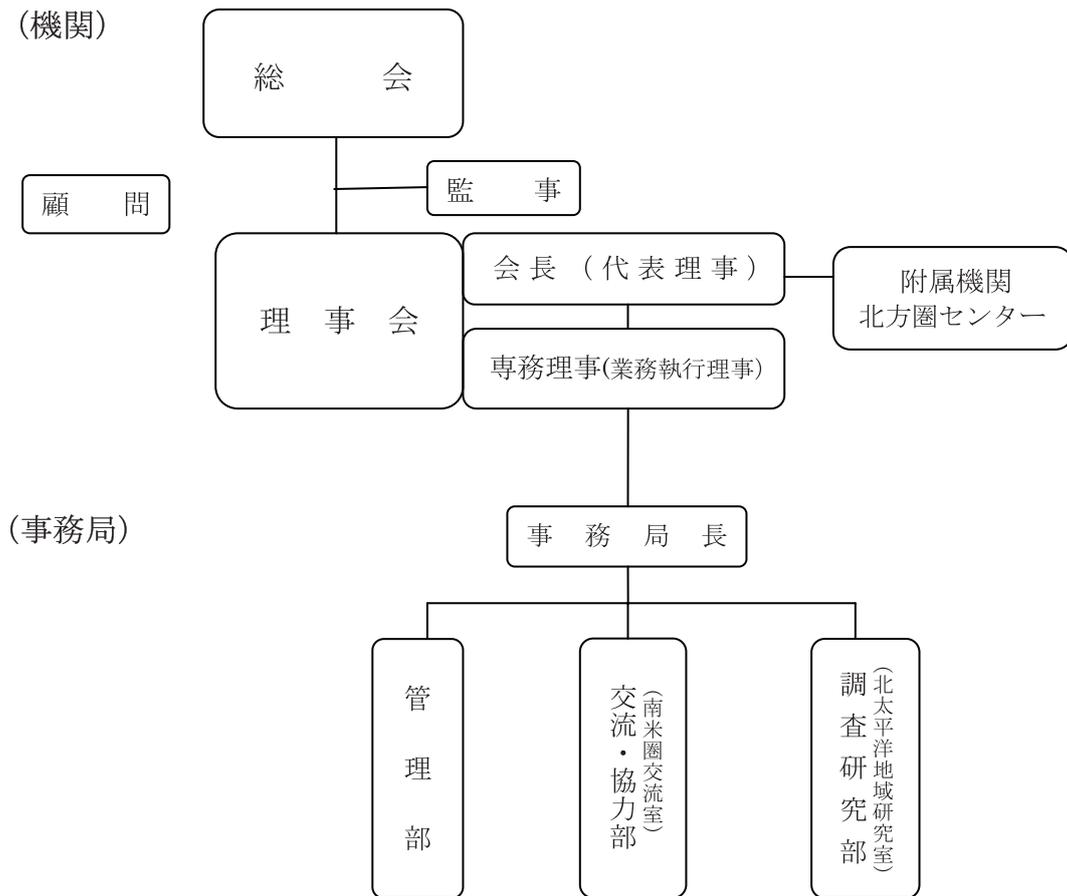
昭和46(1971)年 4月	北方圏調査会設立	平成16(2004)年 7月	財団法人北方圏交流基金を統合
昭和47(1972)年 1月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成18(2006)年 7月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和53(1978)年 4月	社団法人北方圏センターに改組	平成22(2010)年 4月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
平成 8(1996)年 4月	国際センターの管理運営を受託		
平成10(1998)年 3月	自治大臣が地域国際化協会として認定	平成23(2011)年 8月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
	4月		青年婦人国際交流センターを統合

# 組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員数は平成31年3月31日現在、602（法人・個人）です。ハイエックには、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選定され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する組織として、事務局長を長とする事務局が置かれ、現在事務局には、管理、交流・協力、調査研究の3部が置かれています。



**所在地** 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館 12階）

## ■国際交流サロン

北海道内外の国際交流・国際協力団体の資料等を国際交流サロンで閲覧できます。また、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



# 顧問・役員

(令和元年6月25日現在)

## 顧 問

水 島 徹 治	国土交通省北海道開発局長
鈴 木 直 道	北海道知事
村 田 憲 俊	北海道議会議長
山 口 幸 太 郎	北海道市長会会長
棚 野 孝 夫	北海道町村会会長
伊 藤 義 郎	日本国際連合協会北海道本部長

## 役 員 (五十音順)

会 長	佐 藤 俊 夫	北海道国際交流・協力総合センター
副 会 長	柴 田 龍	北洋銀行副会長
〃	堰 八 義 博	北海道銀行会長
〃	辻 泰 弘	北海道貿易物産振興会理事長
〃	中 田 和 子	北海道女性団体連絡協議会会長
副会長兼専務理事	越 前 雅 裕	北海道国際交流・協力総合センター
理 事	江 頭 進	小樽商科大学理事・副学長
〃	落 合 周 次	北海道パラグアイ協会会長
〃	笠 原 正 典	北海道大学理事・副学長
〃	加 藤 雅 規	北海道文化放送 (UHB) 社長
〃	川 畑 恵	札幌国際プラザ代表理事・専務理事
〃	北 野 宏 明	北海道新聞社常務取締役
〃	黒 田 秀 徳	北海道観光振興機構専務理事
〃	佐 藤 季 規	北海道商工会議所連合会常務理事
〃	柴 田 達 夫	北海道町村会常務理事
〃	末 次 省 三	毎日新聞社北海道支社支社長
〃	鈴 木 美 保	北海道国際女性協会名誉会長
〃	瀬 尾 英 生	北海道経済連合会専務理事
〃	滝 沢 靖 六	札幌貿易協会会長
〃	寺 内 達 郎	北海道テレビ放送 (HTB) 社長
〃	根 岸 豊 明	札幌テレビ放送 (STV) 社長
〃	橋 本 道 政	北海道文化団体協議会会長
〃	松 井 正 憲	テレビ北海道 (TVH) 社長
〃	道 下 智 義	北海道日伯協会会長
〃	森 本 正 夫	北海学園理事長
〃	横 山 隆	北海道スウェーデン協会理事長
〃	吉 澤 政 昭	北海道市長会事務局長
〃	渡 辺 卓	北海道放送 (HBC) 会長
監 事	上 田 恵 一	上田恵一公認会計士事務所
〃	坂 本 和 彦	北海道スポーツ協会専務理事

## 理事会・通常総会の開催状況

### 1. 平成30年度第1回理事会

日時 平成30年5月21日（月）  
場所 ホテル札幌ガーデンパレス  
議事 平成29年度事業報告・決算、通常総会の招集

### 2. 平成30年度通常総会

日時 平成30年6月20日（水）  
場所 京王プラザホテル札幌  
議事 平成29年度事業報告・決算、平成30年度事業計画・予算  
理事及び監事の選任、役員報酬等規程の改正

### 3. 平成30年度第2回理事会

日時 平成30年6月20日（水）  
場所 京王プラザホテル札幌  
議事 副会長及び専務理事の選定、顧問の委嘱

### 4. 平成30年度第3回理事会

日時 平成31年3月25日（月）  
場所 ニューオータニイン札幌  
議事 2019年度事業計画・予算、予算の補正に関する専決処分、  
顧問の委嘱

# ハイエック設立 40 周年記念事業

○ 平成 30 年（2018）年は、創立 40 周年の節目であることから、今後さらに北海道の地域国際化協会としての役割を果たしていくため会員及び道民に向けて情報発信し、各種記念事業を開催した。

## 1 記念講演会

10 月 4 日（木）札幌市 札幌プリンスホテル国際館パミール 参加者約 180 名

「写真で伝える世界のこどもたち 紛争、災害の現場から」

フォトジャーナリスト 安田 菜津紀 氏



講演に聞き入る会員など参加者の方々



講師の安田菜津紀氏

## 2 記念交流会

10 月 4 日（木）札幌市 札幌プリンスホテル国際館パミール 参加者約 120 名



高橋はるみ知事（当時）が来賓挨拶



札幌ジュニアジャズ中学クラスのメンバーによる記念演奏

### 3 多文化共生講演会

北海道の少子高齢化が全国を上回るスピードで進む中、外国人も地域社会を構成する一員として、地域の発展・活性化に資することや災害時に外国人が困ること、新たな外国人材の受入制度に関する理解促進を目的に講演会を開催した。

(1) 7月19日(木) 留萌市

「外国人も暮らしやすい地域づくりのために」

講師：(一財)ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏

(2) 2月20日(水) 帯広市 (協力：十勝インターナショナル協会)

「多文化共生時代の災害時対応～本格化する外国人受け入れ時代を迎えて」

講師：(一財)ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏



講演後の講師と参加者による意見交換(留萌)



帯広多文化共生講演会

### 4 ロシアビジネスセミナー in 函館 (共催/函館市)

7月18日(水) 函館市 サン・リフレ函館

・「日ロビジネスの概況」 ハイエック研究員 吉村 慎司 氏

・「ロシアビジネスの実際」 北海道総合商事(株) 営業部長 伊藤 彰浩 氏



両講師と意見交換する参加者



ロシア・シベリアビジネスセミナー

## 5 ダーラナ・シンフォニエッタ招聘事業

日瑞外交関係樹立150周年を記念し、スウェーデン・ダーラナ地方を本拠地とするプロのオーケストラ「ダーラナ・シンフォニエッタ」を招聘する実行委員会に参画し、市民オーケストラとの合同演奏会や各種交流事業を支援した。

- ・日程 9月20日(木)～23日(日) 札幌市、当別町ほか
- ・来場者数 約900名(札幌コンサートホール Kitara)



Kitara 小ホールでのコンサート

日本・スウェーデン外交関係樹立150周年記念

150

ダーラナシンフォニエッタ  
特別演奏会

スウェーデン・ダーラナ地方から、  
透明な響きを持つ室内楽団が初来日!

指揮  
ダニエル・  
ブレンドホルム  
(Daniel Brendholm)

チロリ  
トールイ・ファンダーン  
(Torbjörn Funderan)

2018年9月20日(木)  
開場 18:00 / 開演 18:30

2018年9月23日(日)  
開場 17:00 / 開演 17:30

ダーラナシンフォニエッタ  
演奏会

札幌コンサートホール Kitara 小ホール

【曲目】  
R・シントラクス「歌劇「ナクス島のアリアドネ」序曲」  
シェスタコフ「チェロ協奏曲第1番」  
プーランク「シンフォニエッタ」

【入場料】 前売・当日 2,000円(全席自由) ※全席自由のコンサートです。

2018年9月23日(日)  
親善合同演奏会

札幌コンサートホール Kitara 大ホール

【曲目】  
ベートーヴェン「コリオリ」序曲  
マツパ・ラングムン「オーケストラの日記」  
(全曲演奏) チャイコフスキー「交響曲第5番」ほか

【入場料】 前売・当日 2,000円(全席自由) ※全席自由のコンサートです。

コンサートのチラシ

## 6 ロシアとの音楽交流事業

(公社)国際音楽交流協会と北海道が、日露の幅広い関係強化とさらなる地域間交流の拡大を図るため、ロシア欧露部より著名な音楽家らを招聘して開催した「日露交歓コンサート2018 北海道公演」を支援するとともに、道内小学校、大学の訪問や道内音楽家らとの交流を行った(道委託事業)。

- ・受入期間 9月16日(日)～19日(水)(コンサート9月18日)
- ・演奏者 7名
- ・入場者数 交歓コンサート 約400名、小学校訪問交流コンサート約500名



かでのホールでの無料コンサート



札幌市立山鼻小学校での交流コンサート

# 国際相互理解の推進

## 1 講演会、シンポジウムの開催

### (1) 国際理解講演会等の開催

ハイエック設立40周年記念として会員をはじめ道民の国際理解を促進するため、講演会を開催した。  
10月4日(木) 札幌市 (札幌プリンスホテル国際館パミール) 参加者約180名  
「写真で伝える世界の子供たち ― 紛争、災害の現場から」  
フォトジャーナリスト 安田 菜津紀 氏

### (2) 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、本道の地域づくりに役立てるため他団体と連携し開催した。

第1回 6月27日(水) 旧北海道本庁舎(赤れんが庁舎) 参加者約90名  
カナダ最大の先住民族クリー族の生活と文化」(設立40周年記念事業)  
クリー族親善訪問団長 バーティエー・ワパチャー 氏  
共催/カナダ先住民族クリー族特別講演会実行委員会、北海道、(公財)アイヌ民族文化財団



ワパチャー団長(左)による講演

第2回 11月27日(火) 札幌市 ホテルモントレエーデルホフ 参加者約70名  
「日瑞国交樹立150年を振り返って」  
駐日スウェーデン大使 マグヌス・ローバック 閣下  
共催/北海道スウェーデン協会



講演するローバック駐日大使

第3回 平成31年2月27日(水) 札幌市かでの2・7 参加者約60名

「2018年における日ロ協力の結果」

在札幌ロシア連邦総領事館 領事 ロレスニク・ロマン 氏

共催/北海道日本ロシア協会



ロマン領事による講演



講演後ロシア領事館で行われたマースレニツァの様子

### (3) 北太平洋地域研究事業（国際理解セミナー等の開催）

北東アジアの政治経済・外交に関する重要テーマについて内外の研究者等を招き、セミナーを開催した。

#### ① 国際情勢シンポジウム・セミナー

##### (i) 国際情勢セミナー「日ロ経済セミナー2018」

5月9日(水) 札幌市 北海商科大学2号館「多目的ホール」参加者約100名

テーマ:「日ロの経済関係は進展したのか～2016年12月の日ロ首脳会談後の日ロビジネスを検証する～」

< 基調講演 >

- ・「安倍・プーチン会談後の日ロ経済交流の進展と今後の展望」  
静岡県立大学准教授 堀内 賢志 氏 (北東アジア学会理事)
- ・「現場から見た安倍・プーチン会談後の日ロ経済交流の進展と今後の展望」  
ロシアNIS貿易会ロシア経済研究所 調査部長 中居 孝文 氏
- ・「北方四島における共同経済活動について」  
北海道総務部北方領土対策本部主幹 長崎 貴光 氏

< ディスカッション >

コメンテーター 日露エコノミックスセンター(株)代表取締役 矢島 隆志 氏  
パネリスト 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター 特任助教 加藤 美保子 氏  
共催/ロシア極東研、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター



参加者とパネリストの意見交換



講演する堀内准教授

## (ii) 第8回北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

2月28日(木) 札幌市 ホテルポールスター札幌 参加者約90名

テーマ「トランプ政権の対外政策と北東アジアの国際関係」

< 基調講演 >

- ・「トランプ政権下の北東アジア情勢～朝鮮半島問題、安全保障問題を含む」

立命館大学国際関係学部副学部長・教授 中戸 祐夫 氏

- ・「中国から見たトランプ政権の北東アジアへの影響」

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授 藤野 彰 氏

- ・「ロシアから見たトランプ政権の北東アジアへの影響」

北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター特任助教 加藤 美保子 氏



中戸祐夫教授



藤野彰教授



加藤美保子助教



パネルディスカッションの様子



会場全体

- ② ロシアビジネスセミナー in 函館 (再掲=設立40周年事業)

7月18日(水) 函館市 サン・リフレ函館

## 2 国際関係情報の収集・提供

### (1) 調査研究・資料収集事業

対外経済交流関係各種事業に参画し調査・情報収集を行い、季刊誌「Hoppoken」等において成果を発表した。

#### ① ロシア連邦シベリア地方との経済交流可能性調査

経済産業省北海道経済産業局から委託を受け、ITなど先端技術分野の研究機関・企業が集積するシベリア地方ノボシビルスク市及びクラスノヤルスク市、オムスク市で、企業訪問を行うなど、ビジネス環境調査を行い、3月15日の「ロシアビジネスセミナー～シベリアビジネスに挑戦する」(北海道経済産業局・札幌市共催)においてその成果を報告した。



ビジネスセミナーで、シベリアの企業などを紹介



クラスノヤルスク市街地

#### ② モンゴルとの経済交流に関する調査研究

在札幌モンゴル国名誉領事館の呼びかけで設立された「北海道モンゴル経済交流促進調査会」の活動に参画し、本年2月札幌市で開催されたビジネスフォーラムにおいて、モンゴルとのビジネス交流について情報交換を行った。

### (2) 国際情報ネットワーク事業

インターネットの活用により国際交流・協力等の情報を集約・蓄積し、会員をはじめとした道民など、広く提供した。また、Facebookでハイエックなどの事業予定をお知らせするとともに、ホームページに開設した「HIECC トピックス」コーナーなどで事業や行事などタイムリーな情報発信に努めた。



HIECCのホームページ・トップ画面。  
トピックスでは終了した事業の紹介などを迅速に掲載



HIECCのFacebookページ

(3) 季刊誌「Hoppoken(北方圏)」の発行 (Vol.183号～Vol.185号)

会員をはじめとした道民などに、国際理解の促進に資する情報や、国際交流・協力等の取組に関する情報を提供。(年3回、各1,200部発行)

① 夏・秋号(183号)8月発行

編集後記	49
SALOON・HIECC40周年記念事業	48
北のさかな ナマコ川海鼠	50
北海道ベトナム交流協会旭川 佐藤一彦会長に聞く	22
北の道国際化のいま	2
新・北の美 松浦武四郎「コタ後記」	46
世界展開力強化フラットフォーム事業について	45
北へ、日ロ文化交流の推進について	44
北方圏講座 カナダ・先住民クワーカー族親善訪問団 来道記念特別講演会	40
第3回トットプ・オブ・ザ・ワールド北極圏フロードバンドサミットに見る北海道と欧州の新たなつながり	36
第2回トットプ・オブ・ザ・ワールド北極圏フロードバンドサミットに見る北海道と欧州の新たなつながり	33
第1回トットプ・オブ・ザ・ワールド北極圏フロードバンドサミットに見る北海道と欧州の新たなつながり	30
私の「経験的・持論観光論」(下)	26
頼木太の台北日記 ⑥	24
ハイエック2018年度事業計画・予算の承認	20
英国王室の国民との距離感	7
1億人の大旅行時代 中国人は何を求めて旅に出る	7



② 冬号(184号)12月発行(設立40周年記念事業)

編集後記	53
北のさかな コマイ川水魚	54
一般社団法人地域研究工房 小磯修二代表理事に聞く(上)	22
北の道国際化のいま	20
ロンドンの交通事情あれこれ	2
新・北の美 岩橋英遠「憂北の人」	50
北海道から世界へー世界から北海道へ	46
「風評被害」と「ふつこう割」	44
シベリアの二の百万都市 クラスノヤルスク、オムスク訪問記	41
高校生・世界の架け橋養成事業(高校生パラオ派遣事業)現地研修	38
初めて訪ねた雲南省昆明と中国の変化	37
頼木太の台北日記 ⑦(最終回)	24
ハイエック40周年特集 カバー特集 事業の歩み	31
年表(2008～2018年度)	27
設立40周年記念事業Ⅱ 安田 菜津紀氏講演会・交流会	7
寄稿「さらなる飛躍へ」	33
2018年総決算 ほほえみの北朝鮮	35



③ 春号(185号)3月発行

編集後記	49
SALOON・HIECC40周年記念事業	48
北のさかな オヒョウ川大鯰	50
一般社団法人地域研究工房 小磯修二代表理事に聞く(下)	20
北の道国際化のいま	18
文化、生活、習慣、そして思考回路の違い	2
新・北の美 小野州「青い浴室」	46
北海道から世界へー世界から北海道へ	45
第8回北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム	44
第2回「日瑞国交150年を振り返って」	42
第3回「2018年における日ロ協力の結果」	40
2018年度海外派遣事業報告「中国との青年交流」	37
シンガポールを巡る二つのツーリズム参加記	34
ベトナムとの人材交流の取り組み	32
北海道多文化共生アワード2018	28
旅行の未来は「宇宙への旅」	24
北海道で先進的に取り組む団体を表彰	7
ロシア・ノボシビルスク市Tミッション	2
洞窟の13人を救え タイ決死の救出作戦	2



### 3 海外派遣研修事業

#### (1) 海外派遣事業（黒竜江省との青年交流事業）

中国への理解を深めるとともに、国際的な視点に立って地域づくりを進める人材を養成し、地域の国際化を促進する目的で、道内の青年を派遣した。

交流テーマは公募により「音楽」とし、哈爾濱（ハルビン）音楽学院との交流演奏会の開催や、中央音楽院（北京）など音楽関係施設等の視察・見学などを行った。

- ・派遣期間：9月3日（月）～8日（土）
- ・派遣先：中国（哈爾濱市、北京市）
- ・参加者：団長（ハイエック）、札幌大谷大7名（教授1名、学生6名）



哈爾濱での交流演奏会メンバーと



中国中央音楽院（北京市）を視察

#### (2) 高校生・世界の架け橋養成事業

##### ① 高校生パラオ派遣事業

世界の様々な人々と協働できる国際感覚を持った人材を育成する目的で、将来の北海道を担う高校生8名をパラオ共和国に派遣した。

- ・派遣期間：8月19日（日）～8月24日（金）
- ・参加者：高校生8名 引率3名
- ・その他：研修4回（事前と事後2回）、報告会7回（学校、市民向け）



パラオ共和国大統領（中央）を表敬



パラオ高校でのディスカッション

② ユース・エコ・フォーラム 2018

環境問題をテーマに、北方圏諸国の若者と意見交換等を行うスキルを持った人材を育成する目的で、道内の高校生2名を「ユース・エコ・フォーラム 2018」に派遣した。

- ・派遣期間：10月5日（金）～13日（土）
- ・派遣先：ロヴァニエミ市・フィンランド共和国
- ・参加者：高校生2名 引率1名
- ・その他：事前研修3回、事後研修3回、報告会1回（市民向け）



北海道における環境の取組みをプレゼンテーション



他地域の参加者とディスカッション

③ 済州国際青少年フォーラム 2018

韓国・済州特別自治道との交流を深め、相互理解を図る目的で、同道が主催する青少年フォーラムに、道内の高校生4名を派遣した。

- ・派遣期間：11月1日（木）～5日（月）
- ・派遣先：韓国・済州特別自治道
- ・参加者：高校生4名 引率1名
- ・その他：事前研修3回、事後研修4回、報告会1回（市民向け）



フォーラムでマレーシアの高校生と交流



5日間の研修を終え修了証書を受け取った高校生

## 4 多文化共生の推進

### (1) 多文化共生ネットワーク連携推進協議会との連携

多文化共生について、具体的な取組を進めるため、道内の国際交流団体間のネットワーク構築に取り組みとともに、協働事業を実施した。

#### ① 多文化共生啓発事業（再掲＝設立40周年記念事業）

北海道の少子高齢化が全国を上回るスピードで進む中、外国人も地域社会を構成する一員として、地域の発展・活性化に資することや災害時に外国人が困ること、新たな外国人材の受入れ制度に関する理解促進を目的に講演会を開催した。

・7月19日（木） 留萌市

多文化共生講演会「外国人も暮らしやすい地域づくりのために」

・2月20日（水） 帯広市（協力：十勝インターナショナル協会）

多文化共生講演会「多文化共生時代の災害時対応 ～本格化する外国人受入れ時代を迎えて」

#### ② 多文化共生コーディネーター研修会

多文化共生社会の実現を目指すため、道内各地域で活動する様々な分野の事業担当者（コーディネーター）を対象に研修会を行った。

10月4日（木） 旭川市約80人（協力：北海道国際交流センター）



多文化共生の概略についてレクチャー



避難所運営（HUG）ゲームを体験

### (2) 多文化共生の各種取組

道内各地域における外国人との共生に向けた環境づくりを一層進めるため、各種事業を実施した。

#### ① 原子力災害外国人観光客退避訓練への参加

北海道が実施した「北海道原子力防災訓練」において、事故発生後、倶知安町及びニセコ町の外国人宿泊客を、速やかに緊急時準備区域外へ退避させる訓練に参加した。

10月22日（月） 倶知安町、ニセコ町 参加者（外国人）約50人



退避手順の説明を受ける外国人



訓練後のふり返りの様子

② 「北海道災害支援多言語サポーター」募集説明会

ハイエックの要請のもと、災害時において外国人支援が期待される「北海道災害支援多言語サポーター」の募集説明会を旭川で開催し、サポーターが対応すべき活動などを体験するロールプレイを行った。

3月9日（土）旭川市 参加者約20名（共催：旭川市国際交流委員会）



外国人が災害時に困ること等についてのレクチャー



災害情報の翻訳を体験

③ 「観光客緊急サポートステーション開設訓練」への参加

北海道観光局が実施した災害等の発生時に関係機関との連携のもと、観光客のスムーズな帰宅、帰国、移動に向けた緊急的な支援を行うための「観光客緊急サポートステーション」開設訓練に参加した。



帰国のための外国人をサポートする訓練風景



外国人観光客に多言語情報を提供する訓練風景

④ 世界の料理教室

料理を通じて諸外国の生活・文化について学び、交流を深めるため、関係機関と共催し実施した。

9月28日（金）旭川市（共催：日ロ文化協会「リャビーナ」の会）

⑤ 国際交流ボランティアの登録と派遣

登録ボランティア数 36名 派遣 3名

⑥ 北海道災害支援多言語サポーター登録事業

登録サポーター数 51名

⑦ 外国人サポートデスク

⑧ 留学生支援物品等登録事業

### (3) 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

外国人と道民がともに地域の発展や活性化に貢献できる社会を実現するため、人材育成、居住環境、防災、教育、地域づくりなどさまざまな分野において、顕著な取組を続けてきた2団体を表彰した。

#### 表彰団体（優秀賞）

- 北海道国際女性協会（札幌市）～日本語教育支援
  - NPO 石狩国際交流協会（石狩市）～在住外国人と地域住民の交流事業
- 表彰式 1月17日（木）：札幌プリンスホテル



表彰状を持つ石狩国際交流協会 佐藤真彰会長（左）と  
国際女性協会 渡辺里代子会長



石狩国際交流協会主催のワールドフェスティバルの様子



北海道国際女性協会主催の日本語学習支援の様子

# 国際交流の推進

## 1 諸外国との各種交流の実施

### (1) 日中青年交流事業（再掲：海外派遣事業）

中国黒竜江省との間で締結した「黒竜江省と北海道青年交流協定」（2008年）に基づき、音楽をテーマに札幌大谷大学の教師及び学生を哈爾濱市に派遣し、哈爾濱音楽学院との交流演奏会の開催や、音楽関係施設の見学などを行った。

- ・派遣期間：9月4日（火）～5日（水）
- ・派遣者：団長（ハイエック）、札幌大谷大学7名（教授1名、学生6名）

### (2) ロシアとの音楽交流事業（再掲＝設立40周年記念事業）

（公社）国際音楽交流協会と北海道が、日露の幅広い関係強化と地域間交流のさらなる拡大を図るため、ロシア欧露部より著名な音楽家らを招聘して開催した「日露交歓コンサート2018北海道公演」を支援するとともに、道内小学校、大学へ約80名の訪問や道内音楽家らとの交流を行った（道委託事業）。

- ・受入期間：9月16日（日）～19日（水） コンサートは9月18日（火）
- ・演奏者：7名
- ・入場者数：交歓コンサート 約400名、小学校訪問交流コンサート 約500名

### (3) 日韓交流事業

北海道と韓国との特色ある交流を創出するため、高齢化社会に対応したローカルスポーツを紹介して交流を行うこととし、北海道ミニバレー協会の協力を得て慶尚南道を訪問し、現地のミニバレー関係者と交流を行った。

- ・派遣期間：10月19日（金）～22日（月）
- ・派遣団：12名（ハイエック、北海道ミニバレー協会など）
- ・交流場所：慶尚南道（巨済市）



ミニバレー親善試合を開催



巨済市の体育館にて

#### (4) 北海道青年訪問団韓国派遣事業

「生涯スポーツで街を元気に！地域づくり魅力発信事業」北海道青年派遣事業  
(公財)日韓文化交流基金より委託を受け、北海道とハイエックとの共同企画事業として、道と友好提携にある韓国ソウル特別市と慶尚南道へ北翔大学の学生を派遣し、本道発祥のスポーツの一つである「ミニバレー」を活用して北海道への理解を深めてもらうとともに、ホームステイや学生同士の交流を実施した。

- ・受入期間 : 11月21日(水)～11月30日(金)
- ・北海道青年訪問団: 学生20名・引率2名



慶南大学の学生と記念撮影



談笑する日韓学生

#### (5) 北海道外国訪問団受入事業

南米からの北海道出身移住者子弟の訪問団を受け入れ、「父祖の地・北海道」について理解を深め、一層の友好親善に資するため、本道関係者との交流や道内企業の視察等を実施した。

- ・受入期間 : 1月29日(火)～2月5日(火)
- ・パラグアイ青年交流団: 6名



厳寒の犬ぞりを体験



赤れんが前にて記念撮影

## (6) ベトナムとの人材交流促進事業

北海道と連携し、道とベトナムとの人材交流を含めた経済交流の促進に関する事業を実施した。

- ① 道が設置した「ベトナム経済人材交流促進会議」に構成員として参画。

(幹事会：7月18日、会議：8月30日、3月15日)

- ② ベトナムでのプロモーション (道委託事業)

ホーチミン市で開催された「北海道・ベトナム経済人材セミナー」及び「ジャパン・ベトナムフェスティバル」に参加し、現地の学生や教育関係者へ道内の大学紹介及び留学受入のためのプロモーションを行った。(1月17日～20日)



ベトナム経済人材交流促進会議



ホーチミン市での留学プロモーション

- ③ 道内セミナー、交流会の開催 (道委託事業)

外国人材の受入れにあたっての手続き等をテーマとしたセミナーの開催や、ベトナム人留学生と道内企業の人事採用担当者等との交流会を開催した。

(3月13日 ACU 読売北海道ビル)

- ・外国人材採用支援セミナー 参加者：約130名
- ・ベトナム人留学生と道内企業との交流会 参加者：ベトナム人留学生 約30名、道内企業16社



外国人材採用セミナーで仕事観について発表する留学生



道内企業の担当者と熱心に意見交換するベトナム人留学生

## (7) カルチャーナイト 2018

カルチャーナイトに参加し、道民に「南米のあそび」や「世界の民族衣装試着」など諸外国の文化体験の機会を提供した。

7月20日（金） ハイエック会議室ほか 来訪者 約130名



外国人との交流の場「ワールドカフェ」の様子

## 2 留学生と道民との交流

### (1) 外国人留学生国際交流支援事業

道内大学への外国人留学生受入れ促進を支援するため、外国人私費留学生に修学助成を行うとともに、助成金受給者を「留学生サポーター」として登録し、地域の交流事業への参加等を促した。

(修学助成 月額1万5千円、50名)

### (2) 外国人留学生受入促進事業

外国人留学生の受入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

① プロモーションサイト「STUDY IN HOKKAIDO」の運営 (<http://study-hokkaido.com>)

② 留学ガイドブックの作成、配付

③ 日本留学フェア（日本学生支援機構主催）への参加

タイにおいて、学生等へのプロモーション及び北海道や大学関係資料を配付した。

・8月25日（土） チェンマイ会場 ブース来場者約170名

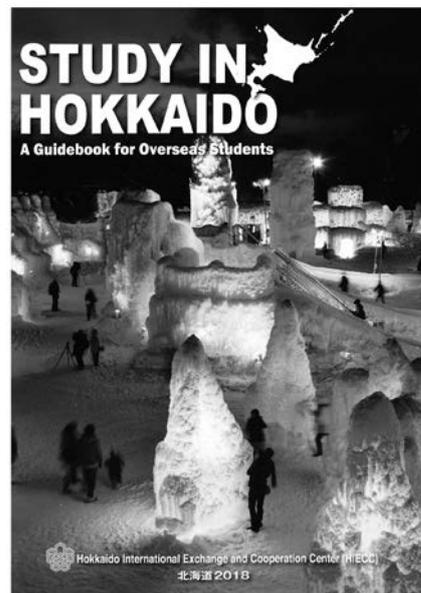
・8月26日（日） バンコク会場 ブース来場者約250名

④ 帰国者留学生向けメールマガジンの発行

帰国した外国人留学生に対し、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「留学生サポーターだより」を発行し、本道への理解促進を図った。（年3回）



バンコク会場のブースの様子



STUDY IN HOKKAIDO の冊子を配布しPRした

### (3) 留学生地域交流の実施

外国人留学生の北海道に対する理解を深めるとともに、地域住民との交流を推進するため、地域イベントへの参加や交流会を開催した。

- ・北海道留学生ふれあい交流 in そらち（中島記念国際交流財団助成事業）
- ・8月25日（土）～26日（日）沼田町、三笠市、月形町参加留学生 26名



三笠ジオパークにて説明を真剣に聞く留学生



沼田町夜高あんどん祭りで練り歩きを体験

## 3 海外移住者への支援

### (1) 移住者支援事業

- ① 北海道出身移住者などで組織する各道人会等の活動を支援するため、助成を行った。
  - ・ブラジル北海道文化福祉協会、在亜北海道人会、
  - ・全パラグアイ北海道人会連合会、サハリン道人会、
  - ・北海道海外移住家族会
- ② 2019年に北海道人ブラジル移住100周年、ブラジル北海道文化福祉協会創立80周年を迎えることから、移住者をはじめブラジルに暮らす北海道と所縁のある方々などに郷土北海道を紹介する「北海道観光・物産紹介展」開催に向けての支援会が設立され、当センターは事務局として参画した。  
運営会議3回実施 12月14日、1月11日、3月5日

### (2) 移住者子弟留学生受入事業

南米圏交流を促進するため、北海道出身移住者の子弟を留学生として受け入れ、修学を支援した。

- ・受入 ブラジル 1名
- ・就学先 北海道大学大学院工学研究院

## 4 各種交流事業への助成

### 国際交流助成事業

世界各地域との交流を促進し、北海道の生活文化や産業経済の発展に寄与するため、道内の交流団体等が実施する各種交流事業に助成した。

## 【平成 30 年度補助実績】

助 成 対 象 事 業 名	主 催 者	開 催 場 所	助 成 額 (千円)
北海道 150 年事業 スウェーデン芸術祭 in 小樽 2018	同実行委員会	小樽市	100
北海道陶芸会 50 周年記念 「陶・創造者たち」－ 北の大地と共に －	北海道陶芸会	札幌市	200
第 2 回ユース管弦楽コンサート in 小樽 ～中央アジアの新星ヴァイオリストを迎えて～	ユース管弦楽団	小樽市	100
日独交流の原点を考える 全国日独協会連合会設立 30 周年・ 森鷗外帰朝 130 周年記念シンポジウム	(公財) 北海道日独協会	札幌市	100
ジュニアジャズ国際交流事業 ジャズワークショップ	札幌市芸術文化財団	札幌市	200
台湾原声童声合唱団コンサート in 北海道 2018	同実行委員会	札幌市	50
ソウルフレンドシップフェア「文化公演」	新芸能集団「乱拍子」	韓国ソウル市	100
世界のこどもフェスティバル 2019 開催事業	世界のこども	函館市	200
計 8 事業			1,050

## 5 地域、諸団体との連携

### (1) 地域連携ネットワーク事業

各地域や交流団体間の連携を促進するため、国際交流・協力活動、外国人の受入れ状況等についての情報交換などを行う懇談会を開催した。

国際交流地域懇談会

2月20日(水) 帯広市 参加者 17名

### (2) 他団体との連携による交流事業

#### ① 全国中国語スピーチコンテスト北海道大会

10月14日(日) 札幌市 かでの2・7 北海道日中友好協会との共催

#### ② インターナショナルナイト

世界の青年の国際的なふれあいの場とするため、北海道青少年科学文化財団などと共催し、留学生と日本人学生等によるディスカッションや交流会を開催した。

12月16日(日) かでの2・7(主会場)

参加者 日本人約240名、外国人29カ国約80名



インドネシア留学生による民俗舞踊



ディスカッションの内容を参加者間で共有  
活発な議論が生まれた

### (3) 外国公館交流促進事業

在道の総領事館、領事館、通商事務所、名誉領事館等と連携し、地域の国際化を推進するための取組を実施した。

① 在北海道外国公館・通商事務所等協議会 総会

6月12日(火) 札幌市 札幌プリンスホテル 国際館パミール

② 学校訪問事業

道内中学校・高等学校からの要請に基づき、在道外国公館の総領事等が学校を訪問し、生活・文化の紹介や交流事業を実施するなど、相互理解を深めた。

6月29日(金) 厚真町立小中学校(厚真町教育委員会主催事業)

7月17日(火)、19日(木)、20日(金) 札幌清田高等学校

8月31日(火) 札幌藻岩高等学校

9月28日(金) 立命館慶祥高等学校

10月24日(水) 千歳高等学校



米国総領事館を訪問する清田高校の生徒

③ インターナショナルウィーク

在北海道外国公館・通商事務所等協議会を構成する外国公館及び名誉領事館等が連携し、各国の文化や歴史などについて、パネルや映像資料による展示・PR展、伝統舞踊や音楽演奏などの文化紹介パフォーマンスを行うとともに、道民の皆さんに外国公館を身近に感じてもらうため、各国の総領事などとの交流機会を設定し、異文化交流や国際理解の促進を図った。

展示・PR 11月14日(水)～16日(金) 札幌駅前通地下歩行空間

文化紹介パフォーマンス 11月14日(水)～16日(金) 〃

来場者数(延べ人数) 約13,000名



民謡のオープニングパフォーマンス

#### ④ 新年交礼会

協議会の構成員である各国外国公館の総領事や名誉領事はもとより、北海道、札幌市をはじめとする官公庁、経済界や大学、報道機関に加え国際交流・協力団体などの参加を得て、「在北海道外国公館・通商事務所等協同会」主催による新年交礼会を開催した。

1月17日（水）札幌プリンスホテル 国際館パミール 参加者約70名

- ・主催者挨拶 大韓民国総領事館 朴賢圭 総領事（協議会会長）
- ・来賓挨拶 北海道副知事、札幌市長
- ・新年の乾杯 北海道経済産業局長



挨拶をする朴会長



懇談する出席者

#### ⑤ 国際交流定例講演会

計5回開催 5月18日（金）、6月18日（日）、7月26日（木）、11月20日（火）、1月15日（火）  
（北海道国際女性協会との共催）

#### ⑥ 国際交流 in 積丹町

積丹町教育委員会からの依頼を受け、道内大学留学生や北海道海外技術研修員等の協力を募り、同町内小中学校で開催された国際交流プログラムを支援した。

11月25日（日） 積丹町内各小中学校（小学校4校、中学校1校）

参加児童・生徒 約100名、外国人 13名



カナダの留学生と一緒にできたてのお餅を調理



ドイツの留学生の発表を聞く美園小学校の生徒たち

#### ⑦ ダーラナ・シンフォニエッタ招聘事業（再掲＝設立40周年記念事業）

日瑞外交関係樹立150周年を記念して、スウェーデン・ダーラナ地方を本拠地とするプロのオーケストラ（管弦楽団）「ダーラナ・シンフォニエッタ」を招聘する実行委員会に参画し、市民オーケストラとの合同演奏会や各種交流事業の実施を支援した。

9月20日（木）～23日（日）札幌市、当別町ほか

来場者数 約900名（札幌コンサートホール Kitara 大ホール）

# 国際協力の推進

## 1 開発途上国向けの国際協力機構（JICA）研修事業への参画

### (1) 研修事業の実施

JICA北海道国際センター（札幌）が実施する研修員受入事業を受託し、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネートを行った。

期 間	研修コース名
① 4月19日～5月24日	課題別研修（道路維持管理（E））
② 5月31日～8月11日	課題別研修（上水道施設技術総合（B））
③ 8月27日～9月28日	課題別研修（道路行政のインフラマネジメントシステム）
④ 11月12日～11月23日	課題別研修「コートジボワール・コミュニティ開発計画策定能力強化（マリ上乘せ）」
⑤ 1月10日～2月4日	課題別研修「サブサハラアフリカ地域地方教育強化」

### (2) 草の根技術協力事業の実施

JICA草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」を活用し、札幌市水道局や札幌市水道サービス協会と連携のもと、モンゴル国ウランバートル市の安定的な送配水システムの整備を目的として、「送配水機能改善協力プロジェクト」を平成30年までの3年間実施した。



ニセコ町道にてポットホール補修の実習を行う研修員  
（道路維持管理（E））



水道配管の接合の実習を学ぶ研修員  
（上水道施設技術総合（B））



北海道胆振東部地震により  
地盤が陥没した清田地区を見学する研修員  
(道路行政のインフラマネジメントシステム)



喜茂別町・菅原章嗣町長から  
同町の福祉行政について鼎談する研修員  
(コミュニティ開発計画策定能力強化)



札幌市桑園小学校の生徒と交流する研修員  
(地方教育強化)



札幌市水道記念館で行なわれた市民向け報告会の様子  
(手前はモンゴル式住居「ゲル」) 草の根技術協事業

## 2 海外からの研修員の受入れ

### 海外技術研修員の受け入れ（南米圏域交流）

技術研修員として、パラグアイとアルゼンチンの北海道人会から本道出身移住者子弟をそれぞれ1名受け入れ、専門技術や日本語研修を実施し、北海道と南米圏との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。  
(受け入れ期間：平成30年6月～平成31年3月)

## 3 国際協力情報の収集・提供

### 国際協力情報紙「であい」の発行

国際協力や開発途上国についての理解を深めてもらうため、ハイエックや道内国際交流・協力団体の事業・活動などを紹介する国際協力情報紙「であい」を、年3回作成し、ホームページ上で紹介した。(Vol.84～86)

## 資料

## 令和元年度 収支予算

## 令和元年度正味財産増減予算書

(令和元年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取補助金等	89,001,000	0	89,001,000
受取北海道補助金	88,001,000	0	88,001,000
民間助成金	1,000,000	0	1,000,000
受取負担金	1,676,000	165,000	1,841,000
受取負担金	1,676,000	165,000	1,841,000
事業収益	32,911,000	0	32,911,000
北方圏誌収益	365,000	0	365,000
外国人相談センター運営事業収益	17,716,000	0	17,716,000
研修事業収益	14,830,000	0	14,830,000
特定資産運用収益	5,021,000	1,000	5,022,000
特定資産運用収益	5,021,000	1,000	5,022,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	135,119,000	6,676,000	141,795,000
(2) 経常費用			
事業費	141,306,000	0	141,306,000
役員報酬	4,500,000	0	4,500,000
給料手当	48,621,000	0	48,621,000
福利厚生費	10,986,000	0	10,986,000
臨時雇用費	5,674,000	0	5,674,000
旅費交通費	17,313,000	0	17,313,000
通信運搬費	2,704,000	0	2,704,000
減価償却費	77,000	0	77,000
備品費	418,000	0	418,000
消耗品費	1,631,000	0	1,631,000
修繕費	40,000	0	40,000
印刷製本費	2,442,000	0	2,442,000
燃料費	15,000	0	15,000
食糧費	1,443,000	0	1,443,000
使用料	6,340,000	0	6,340,000
手数料	3,207,000	0	3,207,000
保険料	540,000	0	540,000
広告宣伝費	83,000	0	83,000
委託費	15,965,000	0	15,965,000
諸謝金	3,759,000	0	3,759,000
交際費	605,000	0	605,000
負担金	12,728,000	0	12,728,000
助成金	1,350,000	0	1,350,000
顕彰金	200,000	0	200,000
公課費	665,000	0	665,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	8,350,000	8,350,000
役員報酬	0	1,500,000	1,500,000
給料手当	0	1,296,000	1,296,000
退職給付費用	0	765,000	765,000
福利厚生費	0	430,000	430,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	281,000	281,000
通信運搬費	0	203,000	203,000
減価償却費	0	5,000	5,000
消耗品費	0	61,000	61,000
印刷製本費	0	40,000	40,000
食糧費	0	409,000	409,000
使用料	0	2,041,000	2,041,000
手数料	0	227,000	227,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	420,000	420,000
交際費	0	20,000	20,000
負担金	0	5,000	5,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	141,306,000	8,350,000	149,656,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,187,000	△ 1,674,000	△ 7,861,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,187,000	△ 1,674,000	△ 7,861,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,187,000	△ 1,674,000	△ 7,861,000
一般正味財産期首残高			543,634,606
一般正味財産期末残高			535,773,606
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			535,773,606

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は681,000円、使用料のうち行政財産使用料は2,436,000円。
- 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は227,000円、使用料のうち行政財産使用料は813,000円。

# 平成 30 年度 収支決算

## 平成 30 年度正味財産増減計算書内訳表

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,291,500	6,291,500	12,583,000
受取会費	6,291,500	6,291,500	12,583,000
受取補助金等	86,362,139	0	86,362,139
受取北海道補助金	85,988,139	0	85,988,139
受取民間助成金	374,000	0	374,000
受取負担金	1,746,000	224,000	1,970,000
受取負担金	1,746,000	224,000	1,970,000
事業収益	34,926,621	1,210,752	36,137,373
北方圏誌収益	342,094	0	342,094
調査研究事業収益	1,299,628	0	1,299,628
日韓交流事業収益	6,220,322	0	6,220,322
日口交流事業収益	2,434,212	0	2,434,212
ベトナム人材交流事業収益	947,430	0	947,430
研修事業収益	23,682,935	1,210,752	24,893,687
特定資産運用収益	5,113,923	1,368	5,115,291
特定資産運用収益	5,113,923	1,368	5,115,291
雑収益	41,840	1,215	43,055
雑収益	41,840	1,215	43,055
経常収益計	134,482,023	7,728,835	142,210,858
(2) 経常費用			
事業費	138,303,549	0	138,303,549
役員報酬	4,237,425	0	4,237,425
給料手当	45,154,061	0	45,154,061
賞与引当金繰入	2,366,593	0	2,366,593
福利厚生費	8,809,285	0	8,809,285
旅費交通費	18,029,422	0	18,029,422
通信運搬費	1,233,221	0	1,233,221
減価償却費	130,407	0	130,407
消耗品費	1,357,836	0	1,357,836
修繕費	21,600	0	21,600
印刷製本費	1,309,058	0	1,309,058
燃料費	27,250	0	27,250
食糧費	1,371,673	0	1,371,673
使用料	7,446,069	0	7,446,069
手数料	5,389,221	0	5,389,221
保険料	738,186	0	738,186
広告宣伝費	58,320	0	58,320
委託費	20,666,059	0	20,666,059
諸謝金	3,962,960	0	3,962,960
交際費	522,727	0	522,727
負担金	12,826,410	0	12,826,410
助成金	1,050,000	0	1,050,000
公課費	1,395,766	0	1,395,766
顕彰金	200,000	0	200,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	7,728,835	7,728,835
役員報酬	0	1,412,475	1,412,475
給料手当	0	1,226,300	1,226,300
退職給付費用	0	785,910	785,910
福利厚生費	0	415,786	415,786
会議費	0	32,518	32,518
旅費交通費	0	104,740	104,740
通信運搬費	0	284,935	284,935
減価償却費	0	15,422	15,422
消耗品費	0	189,255	189,255
印刷製本費	0	248,391	248,391
燃料費	0	572	572
食糧費	0	588,579	588,579
使用料	0	1,128,932	1,128,932
手数料	0	323,533	323,533
保険料	0	12,275	12,275
広告宣伝費	0	45,400	45,400
委託費	0	449,000	449,448
諸謝金	0	400,000	400,000
交際費	0	32,960	32,960
公課費	0	31,404	31,404
経常費用計	138,303,549	7,728,835	146,032,384
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,821,526	0	△ 3,821,526
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,821,526	0	△ 3,821,526
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,821,526	0	△ 3,821,526
一般正味財産期首残高			548,254,034
一般正味財産期末残高			544,432,508
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			544,432,508

## 平成 30 年度貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	25,334	28,590	△ 3,256
預金	2,904,828	5,273,536	△ 2,368,708
未収金	2,793,776	588,224	2,205,552
仮払金	50,108	277,062	△ 226,954
貯蔵品	149,616	174,975	△ 25,359
流動資産合計	5,923,662	6,342,387	△ 418,725
2. 固定資産			
特定資産			
国際交流事業資産	506,661,608	506,640,225	21,383
創立 40 周年記念事業資産	0	2,000,000	△ 2,000,000
南米移住 100 周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
退職給付引当資産	8,897,110	8,111,200	785,910
特定資産合計	517,558,718	518,751,425	△ 1,192,707
その他固定資産			
事業調整資金	5,283,212	5,283,212	0
運営調整資金	29,402,386	31,113,386	△ 1,711,000
什器備品	184,211	330,040	△ 145,829
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	35,388,654	37,245,483	△ 1,856,829
固定資産合計	552,947,372	555,996,908	△ 3,049,536
資産合計	558,871,034	562,339,295	△ 3,468,261
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,644,165	3,074,047	△ 429,882
預り金	530,658	647,062	△ 116,404
賞与引当金	2,366,593	2,252,952	113,641
流動負債合計	5,541,416	5,974,061	△ 432,645
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,897,110	8,111,200	785,910
固定負債合計	8,897,110	8,111,200	785,910
負債合計	14,438,526	14,085,261	353,265
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	544,432,508	548,254,034	△ 3,821,526
正味財産合計	544,432,508	548,254,034	△ 3,821,526
負債及び正味財産合計	558,871,034	562,339,295	△ 3,468,261

## 平成30年度 来訪者

国名	年月日	肩書	氏名(敬称略)	来訪目的等
ブラジル	2018年 4月 4日	北海道海外移住者子弟留学生	鶴 あゆみ	表敬訪問
パラグアイ	2018年 6月 4日	北海道海外技術研修員	森貝 昭和	表敬訪問
アルゼンチン	2018年 6月 4日	北海道海外技術研修員	菅原・マリナ・ノエミ	表敬訪問
ロシア	2018年 6月 7日	YOSAKOIソーラン 「ロシアサハリンチーム」	アレクサンドロフ・エゴル団長 他19名	表敬訪問
カナダ	2018年 6月27日	クリー族親善訪問団	Mr.Bertie Wapachee 他4名	表敬訪問
ロシア	2018年 9月18日	日露交歓コンサート2018演奏家 (チャイコフスキー記念国立モスクワ音楽院)	キリル・ロディン 他7名	表敬訪問
スウェーデン	2018年 9月20日	室内管弦楽団 "ダーラナシンフォニエッタ"指揮者	ダニエル・ブレンドゥルフ	表敬訪問
ロシア	2018年11月 2日	ミニバレー交流サハリン関係者	サハリン国立大学パシュコフ教授 他9名	表敬訪問
韓国	2018年11月 3日	慶尚南道ミニバレー連盟	パク・キホ事務局長 他7名	表敬訪問
ロシア	2018年11月30日	第13回北海道・サハリン州 市民交流会議訪問団	バビナ・エレナ・フェドロヴァ 他19名	表敬訪問
パラグアイ	2019年 1月30日	パラグアイ青年交流団	土田 永子 他5名	表敬訪問
カナダ	2019年 2月27日	駐日カナダ大使館参事官	ジュリー・ボワイエ	表敬訪問



6月4日 表敬訪問する鶴さん(右)、森貝さん(中央右)



6月27日 クリー族団長ワパチャーさん(左)  
ハイエック越前専務理事(右)

# 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

## 第1章 総 則

- (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（H I E C C）」）と称する。
- (事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

## 第2章 目的及び事業

- (目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。
- (事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 国際交流の推進
  - (2) 国際相互理解の推進
  - (3) 国際協力の推進
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

- (法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- (1) 個人会員
    - ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
    - ② 学生等会員
    - ③ 主婦（夫）等会員
    - ④ シニア会員
  - (2) 法人等会員
    - 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
    - 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- (会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。
- (経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。
- (1) 個人会員

① 一般会員	1口	5,000円	1口以上
② 学生等会員	1口	2,000円	1口以上
③ 主婦（夫）等会員	1口	2,000円	1口以上
④ シニア会員	1口	2,000円	1口以上
  - (2) 法人等会員 1口 10,000円 1口以上
- (任意退会) 第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。
- (会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

- (構成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 理事及び監事の報酬等の額  
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(5) 定款の変更  
(6) 解散及び残余財産の処分  
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議決権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項
- (議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人名2名以上が議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

- (役員設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 25名以上33名以内  
(2) 監事 2名以内  
2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。  
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 副会長は、会長を補佐する。  
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。  
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- (役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理 事 会

- (構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- (議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。
- (決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- (議 事 録) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧 問

- (顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問10名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 附 属 機 関

- (附 属 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。
- 2 北方圏センターに、センター長を置く。
- 3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。
- 4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 資 産 及 び 会 計

- (国際交流事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。
- 2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。
- (資産の管理) 第35条 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告  
及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の  
取消等に  
伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の  
帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第12章 補 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

# 北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

(平成30年4月1日現在)

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
札幌市	ポートランド	アメリカ(オレゴン)	昭34. 11. 17	姉妹都市
	ミュンヘン	ドイツ(バイエルン)	昭47. 8. 28	姉妹都市
	瀋陽	中国(遼寧省)	昭55. 11. 18	友好都市
	ノボシビルスク	ロシア(ノボシビルスク)	平2. 6. 13	姉妹都市
	大田広域市	韓国	平22. 10. 22	姉妹都市
函館市	ハリファックス	カナダ(ノバスコシア)	昭57. 11. 25	姉妹都市
	ウラジオストク	ロシア(沿海地方)	平4. 7. 28	姉妹都市
	レイク・マコーリー	オーストラリア(ニュー・サウス・ウェールズ)	平4. 7. 31	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平9. 9. 27	姉妹都市
	天津	中国	平13. 10. 18	友好交流都市
	高陽	韓国(京畿道)	平23. 8. 1	姉妹都市
小樽市	ナホトカ	ロシア	昭41. 9. 12	姉妹都市
	ダニーデン	ニュージーランド	昭55. 7. 25	姉妹都市
	ソウル特別市江西区	韓国	平22. 7. 22	姉妹都市
旭川市	ブルーミントン	アメリカ(イリノイ)	昭37. 10. 11	姉妹都市
	ノーマル	アメリカ(イリノイ)	昭62. 7. 7	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	昭42. 11. 10	友好都市
	水原	韓国(京畿道)	平元. 10. 17	姉妹都市
	哈爾濱	中国(黒龍江省)	平7. 11. 21	友好都市
室蘭市	ノックスビル	アメリカ(テネシー)	平3. 1. 16	姉妹都市
	日照	中国(山東省)	平14. 7. 26	友好都市
釧路市	バーナビー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭40. 9. 9	姉妹都市
	ホルムスク	ロシア(サハリン)	昭50. 8. 27	姉妹都市
帯広市	スワード	アメリカ(アラスカ)	昭43. 3. 27	姉妹都市
	朝陽	中国(遼寧省)	平12. 11. 17	友好都市
	マディソン	アメリカ(ウィスコンシン)	平18. 10. 25	姉妹都市
北見市	エリザベス	アメリカ(ニュージャージー)	昭44. 6. 12	姉妹都市
	ポロナイスク	ロシア(サハリン)	昭47. 8. 13	友好都市
	晋州	韓国(慶尚南道)	昭60. 5. 16	姉妹都市
	バーヘッド	カナダ(アルバータ)	平3. 7. 4	姉妹都市
夕張市	撫順	中国(遼寧省)	昭57. 4. 19	友好都市
岩見沢市	ポカテロ	アメリカ(アイダホ)	昭60. 5. 20	姉妹都市
	キャンビー	アメリカ(オレゴン)	平元. 7. 19	姉妹都市
網走市	ポートアルバーニ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭61. 2. 9	姉妹都市
	蔚山広域市南区	韓国	平24. 4. 27	友好交流
留萌市	ウラン・ウデ	ロシア(ブリヤート共和国)	昭47. 7. 5	姉妹都市
苫小牧市	ネーピア	ニュージーランド	昭55. 4. 22	姉妹都市
	秦皇島	中国(河北省)	平10. 9. 1	友好都市
稚内市	ネベリスク	ロシア(サハリン)	昭47. 9. 8	友好都市
	バギオ	フィリピン	昭48. 3. 20	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3. 7. 2	友好都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平13. 9. 9	友好都市
芦別市	シャーロットタウン	カナダ(プリンスエドワード島)	平5. 7. 1	姉妹都市
江別市	グレシャム	アメリカ(オレゴン)	昭52. 5. 20	姉妹都市

市町村名	提携都市（州）名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
赤平市	三陟	韓国（江原道）	平9. 7. 18	友好都市
	汨羅	中国（湖南省）	平11. 9. 30	友好都市
紋別市	ニューポート	アメリカ（オレゴン）	昭41. 4. 8	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア（サハリン）	平3. 1. 12	姉妹都市
	フェアバンクス	アメリカ（アラスカ）	平3. 2. 8	姉妹都市
士別市	ゴールバーン・マルワリー	オーストラリア（ニューサウスウェールズ）	平11. 7. 3	姉妹都市
名寄市	カワーサレイクス	カナダ（オンタリオ）	昭44. 8. 1	姉妹都市
	ドーリンスク	ロシア（サハリン）	平3. 3. 25	友好都市
根室市	シトカ	アメリカ（アラスカ）	昭50. 12. 19	姉妹都市
	セベロクリリスク	ロシア（サハリン）	平6. 1. 27	姉妹都市
千歳市	アンカレジ	アメリカ（アラスカ）	昭44. 4. 21	姉妹都市
	コングスベルグ	ノルウェー（ブスケルー県）	昭63. 8. 31	友好親善都市
	長春	中国（吉林省）	平16. 10. 11	友好親善都市
滝川市	スプリングフィールド	アメリカ（マサチューセッツ）	平5. 8. 7	姉妹都市
深川市	アボツフォード	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平10. 9. 14	姉妹都市
富良野市	シュラートミンク	オーストリア（シュタイナーマルク）	昭52. 2. 23	友好都市
登別市	サイパン	アメリカ	平18. 11. 20	友好都市
	ファボー・ミッドフュン	デンマーク	平19. 6. 10	友好都市
	広州	中国（広東省）	平24. 11. 15	友好都市
恵庭市	ティマル	ニュージーランド	平20. 2. 13	姉妹都市
伊達市	レイク・カウチン	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平元. 10. 6	姉妹都市
	漳州	中国（福建省）	平22. 4. 7	友好都市
石狩市	キャンベルリバー	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭58. 10. 24	姉妹都市
	ワニノ	ロシア（ハバロフスク）	平5. 6. 3	姉妹都市
	彭州	中国（四川省）	平12. 10. 24	姉妹都市
奈井江町	ハウスヤルビ	フィンランド（ハメ）	平7. 4. 1	友好都市
上砂川町	スパーウッド	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭55. 9. 23	姉妹都市
沼田町	ポートハーディ	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平6. 9. 3	姉妹都市
当別町	レクサンド	スウェーデン（ダーラナ）	昭62. 10. 5	姉妹都市
蘭越町	ザールフェルデン	オーストリア（ザルツブルグ）	昭44. 10. 15	姉妹都市
倶知安町	サンモリッツ	スイス（グラウビュンデン）	昭39. 3. 19	姉妹都市
積丹町	シーサイド	アメリカ（オレゴン）	昭41. 5. 17	姉妹都市
余市町	イースト・ダンバートンシャイア	イギリス（スコットランド）	平9. 11. 11	姉妹都市
壮瞥町	ケミヤルヴィ	フィンランド（ラップランド）	平5. 5. 22	友好都市
白老町	ケネル	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭56. 7. 13	姉妹都市
新ひだか町	レキシントン	アメリカ（ケンタッキー）	昭63. 7. 21	姉妹都市
七飯町	コンコード	アメリカ（マサチューセッツ）	平9. 11. 15	姉妹都市
せたな町	ハンフォード	アメリカ（カリフォルニア）	平3. 8. 11	姉妹都市
鷹栖町	ゴールドコースト	オーストラリア（クイーンズランド）	平7. 11. 18	姉妹都市
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス	カナダ（アルバータ）	昭59. 6. 21	姉妹都市
東川町	キャンモア	カナダ（アルバータ）	平元. 7. 12	姉妹都市
	ルーイエナ	ラトヴィア	平20. 7. 17	姉妹都市
上富良野町	カムローズ	カナダ（アルバータ）	昭60. 9. 5	友好都市
占冠村	アスペン	アメリカ（コロラド）	平3. 8. 29	姉妹都市
剣淵町	パルカマヨ	ペルー共和国（フニン県）	平23. 7. 6	姉妹都市
	タルマ	ペルー共和国（フニン県）	平27. 9. 28	姉妹都市
下川町	ケノーラ	カナダ（オンタリオ）	平13. 2. 16	友好都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
美 深 町	アシユクラフト	カナダ (ブリティッシュ・コロンビア)	平6. 7. 23	友好都市
遠 別 町	キャッスルガー	カナダ (ブリティッシュ・コロンビア)	平元. 6. 21	姉妹都市
天 塩 町	ホームー	アメリカ (アラスカ)	昭59. 4. 7	姉妹都市
	トマリ	ロシア (サハリン)	平4. 7. 28	友好都市
猿 払 村	オジョールスキイ	ロシア (サハリン)	平2. 12. 25	姉妹村
枝 幸 町	ソレフテオ	スウェーデン (ベステルノルランド)	平8. 11. 4	姉妹都市
美 幌 町	ケンブリッジ	ニュージーランド (ワイパ地区)	平9. 10. 12	友好姉妹都市
津 別 町	二水郷	台湾	平24. 10. 8	友好都市
清 里 町	モトエカ	ニュージーランド (タスマン地区)	平9. 9. 7	友好都市
佐 呂 間 町	パーマ	アメリカ (アラスカ)	昭55. 10. 28	姉妹都市
遠 軽 町	バストス	ブラジル (サンパウロ)	昭47. 10. 18	姉妹都市
	モアラン・アン・モンターニュ	フランス (ジュラ)	平10. 5. 22	姉妹都市
湧 別 町	ホワイトコート	カナダ (アルバータ)	平10. 7. 17	友好都市
	セルウィン	ニュージーランド	平12. 7. 14	友好都市
興 部 町	ステットラー	カナダ (アルバータ)	平2. 6. 26	友好姉妹都市
鹿 追 町	ストニイブレイン	カナダ (アルバータ)	昭60. 8. 26	姉妹都市
芽 室 町	トレーシー	アメリカ (カリフォルニア)	平元. 8. 5	姉妹都市
大 樹 町	高雄市大樹區	台湾 (彰化県)	平27. 9. 1	友好交流
広 尾 町	フログン	ノルウェー (アーケシュフース)	平8. 10. 22	友好交流
池 田 町	ペンティクトン	カナダ (ブリティッシュ・コロンビア)	昭52. 5. 19	姉妹都市
豊 頃 町	サマーランド	カナダ (ブリティッシュ・コロンビア)	平8. 6. 11	姉妹都市
本 別 町	ミッチェル	オーストラリア (ビクトリア)	平3. 9. 15	姉妹都市
足 寄 町	ウエタスキウィン	カナダ (アルバータ)	平2. 9. 15	姉妹都市
陸 別 町	ラコーム	カナダ (アルバータ)	昭61. 7. 5	姉妹都市
厚 岸 町	クラレンス	オーストラリア (タスマニア)	昭57. 2. 9	姉妹都市
弟 子 屈 町	商丘	中国 (河南省)	平17. 9. 17	友好交流
	濱州市濱城区	中国 (山東省)	平17. 10. 21	友好交流
	泗水県	中国 (山東省)	平17. 10. 21	友好交流
白 糠 町	新北市烏来区	台湾	平29. 7. 14	友好交流
別 海 町	バッサーブルク	ドイツ (バイエルン)	昭54. 5. 10	姉妹都市

※ 参考

北 海 道	アルバータ	カナダ	昭55. 10. 17	姉妹提携
	黒竜江省	中国	昭61. 6. 13	友好提携
	マサチューセッツ	アメリカ	平2. 2. 7	姉妹都市
	サハリン	ロシア	平10. 11. 22	姉妹提携
	釜山広域	韓国	平17. 12. 14	友好交流
	慶尚南道	韓国	平18. 6. 7	友好交流
	ソウル特別市	韓国	平22. 10. 15	友好交流
	チェンマイ県	タイ	平25. 2. 26	友好交流
	済州特別自治道	韓国	平28. 1. 12	友好交流
	ハワイ	アメリカ	平29. 5. 8	友好交流

## 道内外国公館

公 館 名	住 所	電 話 番 号	開 設 年 月
在 札 幌 ア メ リ カ 合 衆 国 領 事 館	〒 064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115 ~ 7	昭和 27. 6
駐 札 幌 大 韓 民 国 領 事 館	〒 060-0002 札幌市中央区北2条西12丁目1-3	011-218-0288	昭和 41. 6
在 札 幌 ロ シ ア 連 邦 領 事 館	〒 064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目2-5	011-561-3171 ~ 2	昭和 42.10
	函館支部 〒 040-0054 函館市元町14-1	0138-24-8201	平成 15. 9
駐 札 幌 中 華 人 民 共 和 国 領 事 館	〒 064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5-1	011-563-5563	昭和 55. 9
在 札 幌 オ ー ス ト ラ リ ア 領 事 館	〒 060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2 札幌センタービル17階	011-242-4381	平成 4.12
カ ナ ダ 政 府 札 幌 通 商 事 務 所	〒 060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 日興ビル5階	011-281-6565	平成 17.12

## 道内名誉領事館

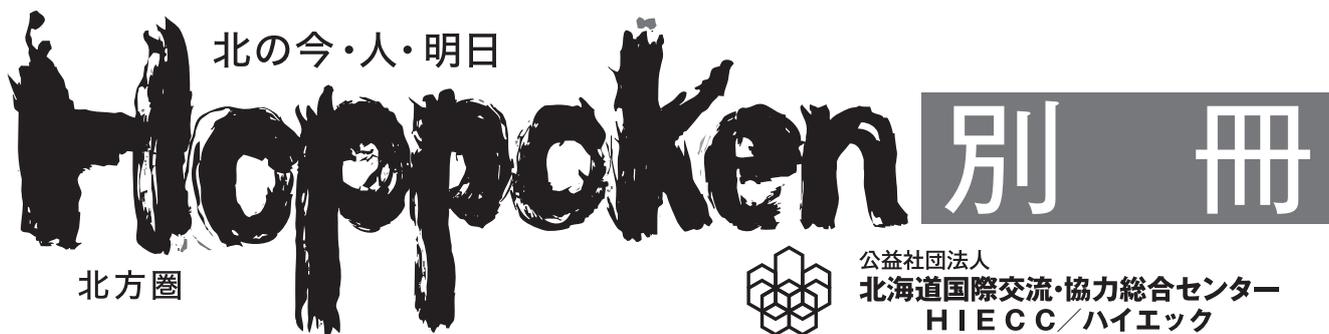
領 事 館 名	住 所	代 表 者	開 設 年 月
在 札 幌 イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-8530 札幌市東区北7条東2丁目1番1号 北海道ガス(株)総務人事部 秘書グループ 011-792-8300	名誉領事 佐々木 正丞	昭和 44.12
在 札 幌 フ ィ ン ラ ン ド 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 064-8610 札幌市中央区南13条西11丁目2-32 (株)アークス内 011-530-6012	名誉領事 横山 清	昭和 48. 8
在 札 幌 ド イ ツ 連 邦 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-8606 札幌市中央区北1条東4丁目8-1 サッポロファクトリーフロンティア館 サッポロビール(株)北海道本社内 011-251-4174	名誉領事 小野寺 誠司	昭和 55. 5
在 札 幌 フ ィ リ ピ ン 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2-10 011-614-8090	名誉領事 戸部 謙ルイス	昭和 58. 6
在 札 幌 チ リ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 加森ビル3 011-232-0639	名誉領事 加森 公人	平成 6. 6
在 札 幌 ノ ル ウ ェ ー 王 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 011-231-1322	名誉領事 横浜 慶彦	平成 8. 1
在 札 幌 カ ナ ダ 名 誉 領 事 館	〒 064-0820 札幌市中央区大通26丁目1-3 ポセイドン山山2階 カナダプレイス 011-643-2520	名誉領事 井原 慶児	平成 8.11
在 札 幌 ス ペ イ ン 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0003 札幌市中央区大通西3丁目7 株式会社北洋銀行内 011-219-7721	名誉領事 横内 龍三	平成 11. 1
在 札 幌 リ ト ア ニ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0042 札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル2F 011-221-3939	名誉領事 藤井 將博	平成 16. 7
在 札 幌 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド 名 誉 領 事 館	〒 001-0038 札幌市北区北38条西2丁目1-26 011-802-9272	名誉領事 青木 雅典	平成 18.10
在 札 幌 カ ン ボ ジ ア 王 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0004 札幌市中央区北4条西11丁目 SOCビルディング2F 011-231-6547	名誉領事 滝沢 靖六	平成 19. 6
在 札 幌 フ ラ ン ス 名 誉 領 事 館	〒 060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8-2 SRビル3階 011-222-3572	名誉領事 古野 重幸	平成 19.11
在 釧 路 ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 085-0847 釧路市大町1丁目1-10 大町ビル4階 0154-44-1040	名誉領事 中島 太郎	平成 22.11
在 釧 路 ミ ク ロ ネ シ ア 連 邦 名 誉 領 事 館	〒 084-0905 釧路市鳥取南5丁目12-5 サイタスビル2階 0154-61-5151	名誉領事 栗林 延次	平成 22.12
在 札 幌 グ ア テ マ ラ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 001-0019 札幌市北区北19条西3丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名誉領事 名越 隆雄	平成 23. 4

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在札幌アイランド 名誉領事館	〒007-0846 札幌市東区北46条東17丁目2-23 (株)ディンブレックス・ジャパン内 011-783-8011	名誉領事 笠間 聖司	平成 24.11
在札幌デンマーク王国 名誉領事館	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1 北海道銀行内 011-233-1256	名誉領事 堰八 義博	平成 25. 2
在札幌モンゴル国 名誉領事館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 第一ビル8階 011-611-2626	名誉領事 武部 勤	平成 26. 6
在室蘭パプアニューギニア 名誉領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名誉領事 栗林 和穂	平成 27. 9
在札幌タイ王国 名誉領事館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 011-251-3212	名誉領事 小澤 正明	平成 29. 2
在江別フィジー共和国 名誉領事館	〒067-0022 江別市江別太305-15 (株北翔内 011-382-8459	名誉領事 清水 誓幸	平成29.10

## 在日大使館（北方圏交流及び南米圏交流に関する国々）

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町2-2 一番町第2TGビル7階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧州連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28	03-5422-6001

(令和元年8月1日現在)



**多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業  
「北海道外国人相談センター」の設置** 交流・協力部

**日ロセミナー2019  
日ロ平和条約の意味～日ロ関係の未来を考える**

調査研究部

**「北方四島交流（ビザなし交流）参加報告」  
ビザなし交流・北方四島の旅 ～国後編～**

ハイエック客員研究員 高田喜博

**開発進む色丹島——ビザなし渡航に参加して**

ハイエック客員研究員 吉村慎司

**HIECC国際理解講演会  
「北海道・ヘルシンキ直行便就航～  
ゲートウェイとしての北海道を考える～」**

フィンランド航空日本支社長 永原範昭氏

**北海道人ブラジル移住100周年及び  
パラグアイ移住80周年記念事業について**

交流・協力部

# 多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業 「北海道外国人相談センター」設置へ

(交流・協力部)

## 外国人材の受入れに関する施策の経緯

全国に在留する外国人は近年増加の一途を辿り、平成30年末で約273万人が日本国内に滞在しているとともに、国内で働く外国人も急増し、約146万人（平成30年10月末現在）となっている。国では中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関して、就労を目的とする新たな在留資格「特定技能1号」と「特定技能2号」を創設（平成31年4月1日施行）することとし、外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備を図るため、平成30年12月25日、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議において了承された。

この総合的対応策においては、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示し、126の事業を策定。その一つとして、法務省では、生活者としての外国人を支援する施策「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」を掲げ、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を各都道府県や政令指定都市などに約110か所程度設置し、11カ国語以上の言葉で相談対応等を行うこととした。

## 北海道の状況

北海道においても、在住外国人が増加の一途を辿り、平成30年末で36,899人。外国人労働者は21,026人で前年同期比3,270人、18.4%増となっている。そのうち約10,000人強のベトナムや中国からを中心とした外国人技能実習生が、農業等の一次産業や水産加工業等の二次産業に従事しており、人口減少が全国のスピードを上回る本道において、地域経済を支える重要な存在となっている。

また、オーストラリア人を中心にスキー観光で有名になったニセコエリアの倶知安町では、冬季になると外国資本企業のサービス業に従事する若者が諸外国から集まり、全町民に対する外国人の率は10%を超える。昨今は、この現象はニセコエリアだけではなく道内のいわゆるリゾート各地に波及し、ルスツ（留寿都村）やキロロ（赤井川村）で冬季間に働く外国人が急増している。中でも顕著なのが、トマムリゾートを擁する占冠村であり、全住民に対する外国人の比率は冬期間に25%を超える。総務省が発表した平成30年1月1日現在の人口動態調査では外国人社会増加率の町村部で、占冠村は全国第一位を記録している。

加えて、道内には、約3,500名を超える外国人留学生が、北海道大学を中心に道内各大学で学んでいるほか、昨年度300万人前後の訪日外国人観光客が本道を訪れており、まさに多種多様な外国人が北海道に滞在している。

## 「北海道外国人相談センター」の設置

このような状況を踏まえ、令和元年北海道議会第2回定例会において、「多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業」が、総合政策部国際局国際課の補正事業予算として議決された。HIECCでは、その業務を受託し、センター内に「北海道外国人相談センター」を設置することとし、8月下旬のオープンに向け、目下、諸準備を進めているところである。

この相談センターにおいては、11カ国語（日・英・中（繁体／簡体）・韓・ベトナム・タガログ・タイ・露・ネパール・インドネシア・ミャンマー）で対応するとともに、相談内容によっては、専門機関や弁護士等との連携を図り、可能な範囲で相談の解決を図ることを目標とする。また、北海道は広大なエリアに外国人が散在していることから、この相談窓口を、定期的に道内各地を回る移動相談会として、エリアごとに開催することも予定している。

# 日ロセミナー2019

## 日ロ平和条約の意味～日ロ関係の未来を考える

2019年6月14日、北海道大学学術交流会館小講堂において、ハイエックとNPO法人ロシア極東研と北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターの三者が主催する日ロセミナーが開催された。

当日は、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターの岩下明裕教授と防衛省防衛研究所の兵頭慎治地域研究部長の二人が基調講演を行い、その後はハイエックの高田喜博客員研究員がコーディネーターとなってディスカッションを行った。

以下は、二つの基調講演の要約である（文責は要約者にある）。

### 基調講演①：岩下明裕「なぜ交渉が進まないのか：日本の対ロシア外交を考える」

2016年12月、プーチン大統領が長門市に来たが、そこに至る過程で歯舞、色丹の二島の引き渡しプラス $a$ （アルファ）という「プランA」があった。この $a$ は、択捉、国後で「共同経済活動」を行うなど、何とか択捉、国後に足場を作るという話だった。

しかし、プーチン大統領は強い態度に出たので、「共同経済活動」だけという「プランB」となった。あえて二島を語らないことで島を引き寄せようと考えていた。

ところが、これもなかなか進まない中、昨年9月にウラジオストクで「条件なしで平和条約を」という提案があり、 $a$ を落とした二島だけという話になった。しかし、ロシアはけんもほろろな対応で、再び共同経済活動に戻った。「プランB」とは前提が変わったので、これは「プランE」となるが、これも上手く行かなかった。

共同経済活動が進まないのは、人と物の出入りの枠組みが決められないからだ。ロシアは、パスポートとビザを持って来いと言うが、それはロシアの主権を認めることになるので、日本は応じられないという話だ。

ところで、2005年9月頃からプーチン大統領は、北方領土は「大戦の結果」だと言い出して、同年12月の小泉・プーチン会談は決裂した。私の知る限り2000年代後半の日本外交の良い点は、小泉・プーチン会談が決裂したことで、当時の日本の外交担当者たちは、北方領土に関する主張は取り下げないが、同時にロシアと新しい関係を作るという方針だったことだ。

「プランE」の実現のため、ビザ免除協定を利用するという案もあるが、それもロシアの出入国管理を準用するので、ロシアの主権を認めることになる。

また、現在のビザなし交流は、今でも関係者だけで手いっぱいなのと、ロシア側も反対しているので、そうした制度の拡大も難しいだろう。

パスポートとビザを持って北方領土に行けば良いという意見もあるが、それをやると日ロ交流は活発化するが、領土問題に関する日本の立場は終わる。それでもやるという覚悟が



講演する岩下教授

日本にはないだろう。

では、どうしたらいいのか。日本は絶対に「戦争の結果論」には乗れない。これは、ロシアは善意で島を引き渡すことであり、不都合があれば引き渡さないことになる。

だから、川奈時代の交渉を念頭に置き、56年の「日ソ共同宣言」を出発点としながら、それを換骨奪胎して色丹をロシアに残すのは一つの手だ。かつて5千人が住んでいた豊かな歯舞と根室は一つのまちだったが、今は分断されている。その歯舞だけは返してもらうという「プランC」である。

フルシチョフが二島を引き渡すとしたが、プーチンが色丹を守ったことになり、ロシア外交にとっても大勝利となる。しかし、現状では二島だけでも世論の支持が得られないので、これも難しいであろう。

そうすると、中国とロシアの国境画定を参考に友好協力条約を結ぶという「プランD」となる。中口の「善隣友好協力条約」には領土要求の相互放棄という条項がある。事実上、国後、択捉の主張を下す意味だと、互いに内々に認めれば良いのではないか。

ここでは、領土問題を「解決」ではなく「調整」するという表現が大事だ。これは56年宣言を基礎に交渉して、フィフティ・フィフティで解決することで、結局は、歯舞だけは確保することになる。この「プランD」をやっただけで、日ロ交流が非常に活発になるだろう。

最後に「プランX」は、私の同僚の外国人研究者のアイデアだが、色丹に「プーチン大統領総合格闘技センター」を作って、世界のアスリートを集めるというものだ。3千人のロシア人が住む色丹の一部に、日本の主権下でセンターを作るということに意味がある。

## 基調講演②：兵頭慎治「北東アジアの安全保障から見た日ロ関係と領土問題」

ロシアの場合、一番重要なのはプーチン大統領が何を考え、日本をどの程度重視しているのかに尽きる。プーチン大統領の世界観について考えると「米国の一極支配がトランプ政権下で完全に終わり、多極世界の中で米国から中国にパワーシフト（力の移動）が始まっている」という認識があるだろう。

そうした中で、2016年11月のロシア外務省『対外政策概念』には「アジア・太平洋地域の安定・安全を確保するために、日本との善隣関係を建設し、互惠協力を実現するための方策を継続する」という記述がある。これまでは、日ロ関係だけを切り取って経済協力や資源協力を議論していたが、最近はこのように北東アジア全体を俯瞰して日本と安全保障上の議論をする発想になってきた。

4月末、ウラジオストクで、初の口朝首脳会談が開かれた。朝鮮半島問題は、ロシアにとって二義的な問題でしかないが、これにロシアも参加することで、米国との交渉力を上げたいのだ。しかし、なかなか実力が伴わないというのが実態だ。

中国との関係では、クリミア併合以降、国際社会でロシアが孤立し、米ロ関係も非常に悪いので、中国に接近せざるを得ない。しかし、行き過ぎた反米親中で良いのかは問題なので、ロシアは軌道修正してバランスを取りたいと考えており、そうした状況の中で日本との関係があるのだ。



講演する兵頭氏

冷戦時代から、原子力潜水艦がいるオホーツク海は、ロシアにとって軍事的に重要だった。千島列島は、オホーツク海と太平洋を隔てるフェンスの役割を果たしており、国後と択捉には3,500人のロシア軍が配置されている。

それとは別に、ロシアは、千島列島の中間のマトゥウ島と北端のパラムシル島にも地对艦ミサイルを配備しようとしている。オホーツクは、北極海航路への通路でもあり、ここを一番多く通過している中国軍の艦船をも視野に入れているのだ。

そうした状況の中で、ロシアは北方領土を安全保障の観点から議論するようになり、駐留米軍やイージスアショアの配備を含めて、日米軍事同盟が日ロ交渉を阻害していると言い出した。

これが島を返さない言い訳なのか、あるいは、安全保障上の懸念が軽減されれば領土問題を進展させる余地があるのか、しっかりと見極めなければならない。

ただ、ロシアも、現実的に日米同盟をなくすという選択肢がないことは分かっている。ただ、アジアにおける米軍のプレゼンス

を低下させたいだけなのだ。

最近、ロシアの軍関係者も「地政学的なバランスから日本との関係が重要だ」と言うが、以前はこうした発想はなかった。

米国から中国へパワーシフトが進むと、中国の存在感が大きくなり、ロシアとしては中国に寄り添わざるを得ない。他方で、経済規模で6倍以上という巨大な中国に対しては、他の国とのバランスが重要となるので、インドやベトナムや日本との関係を考えている。

日ロ関係だけを切り取って考えると、ロシアにとって日本との平和条約は必ずしも必要ないだろう。ただし、戦略的パートナーに向かって踏み出す覚悟が日本にあるのなら、平和条約はあった方がいいと考えている。

中長期的にアジア全体を見据えて平和条約があるというプラスと、島の問題で折り合うというマイナスとのバランスを考える必要がある。それは日本にとっても同じだ。そうした損得勘定ができて、日ロの首脳が政治判断をして、それを国民が受け入れるところまで思考が発展しないと、日ロ関係だけ、島だけの議論で歩み寄ることはできないだろう。

一般にロシアは、外交交渉前に強硬な態度でハードルをつり上げるのだが、強硬姿勢のトーンに変化がないので、ロシアは交渉には入っていない、土俵に上がっていないとの見方がある。

それでは、交渉に入る気がないのかといえば、そうではなく、日本側の政治状況や世論など、様子見の段階なのだ。ロシアが期待するような政治判断がなされ、それを受け入れる政治状況があれば、交渉に入ってくるだろう。

それから、日本としても、東アジアの厳しい安全保障環境、すなわち、北朝鮮の非核化も進まない、中国の海洋進出もある、米国の内向き傾向・同盟国軽視があり、さらに韓国との関係も非常に悪いという中で、ロシアとの関係をどうすべきか考えるべきだ。ロシアとの交渉が進展しなくても、対話だけは継続すべきだとの考えもある。

8月のINF条約（中距離核戦力全廃条約）の失効というのは、私に言わせると「爆弾」のようなものだ。これが2021年2月に期限切れとなる新START条約（新戦略兵器削減条約）に影響して長距離核の軍拡が始まったら、体力のないロシアは米国との競争に耐えられないのだ。

仮にINF条約に続き新START条約が失効しても、核軍拡が一気に進むことはないだろうが、こうした縛りがなくなると、米ロ関係が極めて悪いので、それが軍事的な対立に転化する危険がある。

ただ、INF条約に関する米ロの懸念は、この条約に縛られない中国の核だ。中国の核にどう向き合うかという議論が始まると、中ロ関係に悪影響が出る可能性もある。

また、ロシアが中距離ミサイルを配備すると、日本がその射程に入るので、日本のミサイル防衛システムはロシアを対象としていないという日本の主張が難しくなる。言い換えると、現在は日本の安全保障にとって、ロシアは直接的な脅威ではないが、INF条約の失効が日ロ関係に本質的な悪影響を及ぼす可能性がある。

(要約：ハイエック客員研究員 高田喜博)



# 「北方四島交流（ビザなし交流）参加報告」 ビザなし交流・北方四島の旅 ～国後編～

ハイエック客員研究員 高田喜博

## 国後島へ行くということ

2019年5月10日から13日まで、いわゆる「ビザなし交流」に参加して国後島を訪問した。国後島は、日本とロシアの主張が厳しく対立する北方領土に属する。北方領土を実効支配するロシアは、パスポートとビザを持って渡航することを要求するが、それは北方領土は日本の領土だとする日本の主張と相容れない。

そこで、日本政府は閣議了解で、そのような渡航の自粛を要請しており、ビザなし交流以外では、北方領土へ渡航することができないのだ。



ロシア正教会

## えとぴりかでボーダーを越える

10日の朝、交流船えとぴりかで根室港を出港。約1時間で「中間ライン」というボーダーを越えた。日本の立場では、これは国境ではなく、日本が主張する国境は択捉島とウルップ島の間にある。しかし、ロシアが実効支配しているという厳しい現実がある。日本の船舶も航空機も、原則として中間ラインを越えることができない。

古釜布（ふるかまっぷ）沖に到着すると、ロシアの係官が乗船して「入域手続」が行われる。ここは日本なので「入国・出国」ではなく「入域・出域」なのである。

えとぴりかが接岸できる埠頭がないので、舢舨（はしけ）を使って上陸する。団員番号順に舢舨に乗り移る際に、ロシアの係官が日本側の提出した書類の写真を見ながら確認していた。

## 国後島内の視察

島内では、文化会館、図書館、郷土博物館、スポーツセンター、幼稚園、ロシア正教会などを視察した。どれも新しくして最新式の設備を有していた。その多くは2007年から始まった「クリル発展計画」（クリルとは千島のこと）など、政府やサハリン州の予算で建設されたものである。

広大なロシアの東の果てにあるボーダーに位置するのが北方四島なので、特別な予算や収入などの優遇措置がないと、インフラを整備し、地域経済を発展させ、人口を維持することは難しいのだ。

その結果、北方領土の人口は3年連続で増加して昨年より2%増の18,302人となり、国後島の人口は昨年より1%増の8,619人となった。

## 日本人墓地

視察の合間に、皆で日本人墓地を訪ね、献花して線香をあげた。町はずれの共同墓地の一角に、柵で囲まれた日本人墓地があった。そこは、ロシア側の友好協会の人たちによって、きれいに掃除されていた。ただ、墓地が整地されておらず、かなりデコボコしていて違和感を持ったので、国後出身の清水征支郎さんに尋ねた。清水さんによれば、当時は土葬だったので、大きな坐り棺で埋葬した。時間がたって棺桶が朽ちると、その部分が陥没する。だから墓地はデコボコになるそうだ。

元島民にとって、何より大切な先祖の墓であるが、ソ連時代に日本の痕跡が破壊され日本人墓地も荒廃した。ビザなし交流が始まってから、



古釜布における墓参風景

日本人墓地が再整備されてきたが、今も不明なもの、軍事施設があって近づけないものなど、墓参には多くの問題が残されている。

## ロシア人家庭へのホームビジット

数人のグループに分かれてロシア人の家庭を訪問するホームビジットも行われた。受け入れ側は、ビザなし交流などで日本を訪問したことがあるか、訪問を希望しているロシア人なので、親日家で日本に対する関心が高い。通訳が巡回して会話を助けてくれるのだが、ロシア語しか通じない家庭もあって意思疎通に苦労する。しかし、振る舞われた料理とお酒を楽しむ間に、だんだんと打ち解けて、楽しい時間を過ごすことができる。

われわれのグループを受け入れてくれた家庭では、カフェ経営者の奥様、流通業のご主人、そして息子のお嫁さんの3名が歓迎してくれた。島での生活や仕事など、いろいろ話を聞くことができ、楽しく有意義な時間であった。

## 厳しい現実とビザなし交流の意義

宿舎である「友好の家」では、自由に玄関先まで出ることができる。しかし、ロシアが実行支配するこの島でトラブルがあっては大変なので、ここから先へ出ることができない。

また、島では、ロシアの携帯電話会社の電波を利用して通話やメールをすることも制限される。ここは日本なので、日本の法律に従っていないロシアの電波を利用すべきではないということなのであろう。

このように、ここは日本であって日本ではない。そうした厳しい現実を直視するのもビザなし交流の重要な意義だ。

他方、島に暮らすロシア人の多くが親日的だ。ビザなし交流によって、多くの日本人を受け入れたり日本各地を訪ねたりして、本当の日本の姿を見ているからだ。このように、島に住むロシア人に日本を知ってもらうこともビザなし交流の大切な目的だ。

ビザなし交流には、ただの観光旅行になっており、領土返還の役に立っていないなどの批判もある。しかし、実際に参加して、その目的や意義の重要性を強く感じた。

## 追記：丸山穂高事件

同じビザなし交流に参加していた丸山穂高衆議院議員が、ホームビジット先で酒を飲み過ぎて「北方領土は戦争で取り戻すしかない」などの暴言を吐き、禁止されている外出を試みるという問題を起こした。しかし、対応した大塚小彌太団長の毅然たる態度と外出を制止した事務局の労苦によって、外交問題などには発展しなかった。この事件は、テレビや新聞で大きく取り上げられ、期せずしてビザなし交流に対する注目を集めた。これを単なる政治家のスキャンダルに終わらせるのではなく、これを機にビザなし交流の意義と重要性を再確認すべきである。



意見交換会でグループになった方々と

# 開発進む色丹島——ビザなし渡航に参加して

客員研究員 吉村慎司

5月下旬、ビザなし交流事業に初めて参加し、色丹島に渡航した。色丹については各種報道から、四島の中では開発が比較的遅れている島という印象を受けていた。ここ数年「北方領土にこんな施設ができた」「道路がこんなに良くなった」といった話を聞くことが明らかに増えたものの、場所は択捉、国後のどちらかであることが多かったからだ。

よく知られているように色丹島、歯舞群島は、日ソ共同宣言で平和条約締結後の引き渡しに明記されている。現在、歯舞群島には一般住民はおらず、軍関係者が駐在しているのみ。一方色丹には3000人近くの島民が暮らす。ロシア政府が「日本に渡す可能性がある島に開発投資はしない」と判断してきたかどうかは不明だが、色丹の生活インフラ整備は極端に遅れていると聞いていた。島民が、政府が自分たちを見捨てていると不満を募らせているという報道もあった。

上陸してみると、自分の認識と目の前の景色には差があった。色丹は、ここ2、3年で開発のギアが入ったように見えた。

聞いていた通り島に舗装道路はなく、訪問団を乗せたバスが走るたびに砂埃が舞い上がる。集落には古びた木造家屋が並び、周辺では放牧の痩せた牛がゆっくり歩く。最初は、活気のない島だと感じる団員もいただろう。だがしばらく滞在するうち、あちこちに新しい施設や、建設工事現場があることに気付かされる。

例えば、港で完成したばかりの海産物加工場だ。建てたのは択捉を本拠とする水産大手ギドロストロイ社だ。案内されて中に入ると、約7500平方メートル、サッカーフィールドと同程度の建物内に、真新しい生産設備がびっしり並んでいた。オレグ・マズール工場長(46)は「4月に完成し、試験運転を最近始めたところだ。本稼働は7月で、すり身などを1日最大900トン生産する」と説明した。

設備の一部にはドイツやアイスランド社製を採用。ギドロの投資額は、地元報道によると周辺インフラを含めて5500万ユーロ(約67億円)に上る。新規雇用は約200人。ロシア国内だけでなく、アルメニアなど外国からも採用するという。

島内の別の地区では、オストロブノイという別の水産会社が、やはり加工場建設に着手していた。道から基礎工事の様子が見える。我々の訪問に同行したサハリン州政府幹部によると、2020年から23年ごろにかけて4棟を新設し、加工部門だけで約700人を雇用する。



舗装道路はなく、車が通るたび砂ぼこりが上がる



稼働を待つ大型水産加工場

この地区は17年夏、ロシア政府から経済特区として認定され、水産加工業が優遇税制を受けられるようになった。ことし4月には優遇の対象が観光、建設、船舶修理にも拡大された。このほか島内では初の滑走路敷設計画も進行中といわれる。発展プランがめじろ押しだ。ちなみに未舗装道路も変わる。今春になって行政の予算がつき、来年には一部区間で舗装道路が出現する見通しだ。

島内の建造物の多くは完成から数十年経過しているように見えるが、新しい施設はここ2、3年の間に出来たと思われ、外観に大きな違いがある。長く投資の入らなかった島で、急にお金が回り出しているようにも見えた。

進み始めたのはハード整備だけではない。州政府は目下、医療や教育など、公共サービスの専門家を北方領土に誘致しようとしている。今回の訪問で出会ったその典型例が、州営スポーツアリーナのイワン・セミョーノフ副館長(32)だ。ロシア中部シベリアにあるアルタイという地方の出身で、2年前、開業したばかりのアリーナで働くために色丹に移住してきた。

話を聞くと、学生時代はモスクワで陸上競技選手として実績を残し、卒業後は地元アルタイでスポーツ施設のインストラクターを務めていたという。転職理由をたずねると「給

料がシベリアや極東の中核都市よりも高い。また、専門職のため州政府から住宅の優遇が受けられる」と返ってきた。「人の多い都市部は好きじゃない。色丹での生活は気に入っている」と笑顔を見せる。

移住者が、島の発展を担う。島内の学校や幼稚園を視察した際、案内役の校長や職員に出身を聞くと、サハリン本島やヨーロッパ側ロシアの街など全員が島外だった。島で育った若者が進学などで外に出るのは避けられないが、その反面、色丹には一定の流入もあることが感じられた。

島には訪問団が宿泊するのに適した施設がないため、どの日も交流船「えとぴりか」内での宿泊だった。島の視察は実質的に丸2日間という短さで、かつ自由行動が許されていないこともあり見たものは限定的であるが、島の現状を少しでも認識するという点で、大変貴重な機会だったことは言うまでもない。関係各位に感謝申し上げます。(了)



新設されたスポーツアリーナ



北方4島地図

# HIECC 国際理解講演会 「北海道・ヘルシンキ直行便就航 ～ゲートウェイとしての北海道を考える～」

フィンランド航空日本支社長 永原範昭 氏

日時：令和元年6月25日（火）

会場：京王プラザホテル札幌



今年12月からフィンエアーがフィンランド・ヴァンター空港と北海道・新千歳空港を結ぶ冬期間限定の定期便を就航させることになった。北海道とヨーロッパを繋ぐ空路が17年ぶりに復活することになる。6月に行われた国際理解講演会の講師として、フィンランド航空日本支社長＝永原範昭氏をお招きし、講演していただいた。内容を一部紹介する。

## ヨーロッパ各地への乗継が便利なフィンエアー

フィンエアーは1923年の創業で、もうすぐ100年を迎え、世界で6番目に古い航空会社。2018年には1,330万人のお客様にご利用いただき、保有機材は現在82機、社員の数は約6,500名。

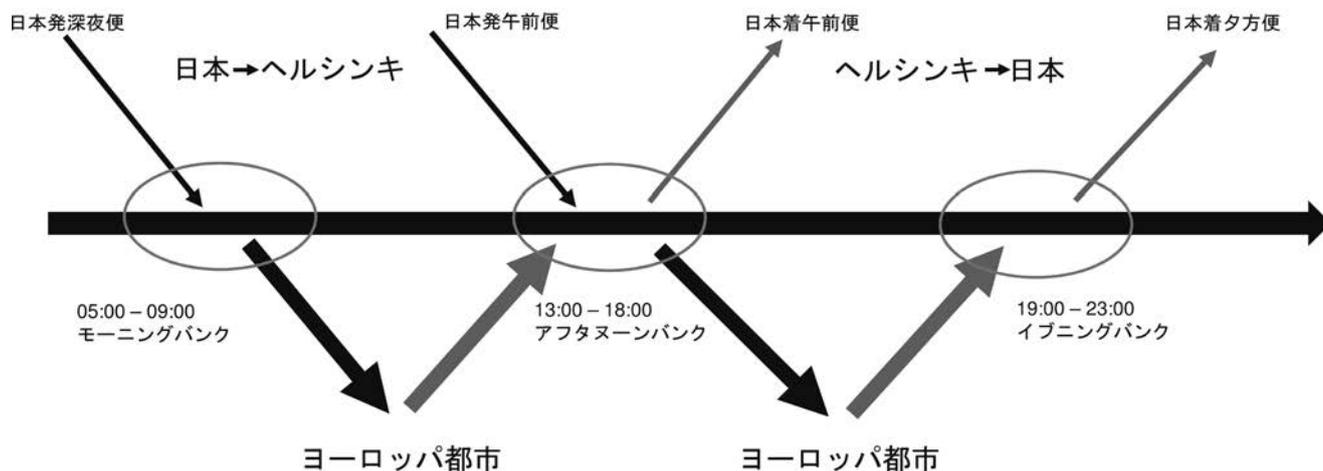
我々の戦略の根幹は持続可能な成長で、長い間皆様とお仕事ができる戦略のもと、会社を運営していこうというもの。中でも重要なのは、顧客満足度の向上、それを提供する社員の満足度の向上、近年のデジタル化の中で新しい技術との融合など。ビジネスモデルはヘルシンキ、フィンランドの地理的優位性に基づく戦略で、ベストな乗り継ぎを軸とした

ハブ空港構想を推進している。

その一つが、同一機材が同じ路線を常に往復する24時間の機材ローテーションを可能とする効率的な機材運用である。ヨーロッパ便を運航している国内の航空会社の中では、唯一フィンエアーだけがそれを可能としている。

詳しくいうと、バンク構成による乗り継ぎの最適化を図っている。バンク構成というのはモーニングバンク、アフタヌーンバンク、イブニングバンクの三つの時間帯を活用し、ロスなく乗継を可能にすること。たとえばアジアを深夜に出発する便がヘルシンキに早朝に到着し、ヘルシンキからヨーロッパ各地に向け、午前5時から9

## バンク構成



時位の時間帯に各都市に向け乗継便が出発する。乗継いで各都市に到着した便が、日本行きのお客さんなどを乗せ、午後1時から6時頃のアフトヌーンバンクの時間帯にヘルシンキに戻ってくる。次に日本を出発し、昼にヘルシンキに到着した便が、今度はヨーロッパの各都市へ出発する2往復目の便に全て繋がることとなる。最後に、ヨーロッパ各都市から折り返してきた便が夜遅くヘルシンキに到着し、日本に向けてヘルシンキを深夜に出発する便に繋がることで、無駄のない乗継ぎを可能とさせる構成。効率的な運航は、渡航時間の短縮ひいては二酸化炭素の排出の削減に繋がり、重要だ。

## 日本のお客様へのおもてなしについて

フィンエアーにとって、日本はフィンランド以外で一番売り上げの高いマーケットで、その売上高は中国よりも大きい。日本人のお客様に喜んでいただける取り組みとして、有名レストランのシェフ監修の日本食を提供（ビジネスクラス）したり、デザイン面では、特に女性向けにマリメッコやイッタラといったフィンランドのデザインハウスとのコラボレーションしたアメニティを提供している。日本人乗務員が日本で100名、ヘルシンキで50名の総勢150名体制で日本のお客様に対応している。加えて、ヴァンター空港には、日本語のサイネージもあり日本語を話せるフィンエアーの地上スタッフ、ヴァンター空港の職員も配置している。

## ヘルシンキ・ヴァンター空港について

ヴァンター空港は乗り継ぎに最適なコンパクトな空港。ワンルーフ・コンセプト（建物間の移動が無い、一つ屋根の中で乗り継ぎが完結すること）のもと、ほとんどの場合、国際線からヨーロッパ域内への乗り継ぎは階層やターミナル間の移動が不要で、スムーズな乗り継ぎが可能。

もう一つの特徴は、滑走路が3本あること。ヨーロッパの中でも大きいとされるロンドンのヒースロー空港でも滑走路は2本だが、ヴァンター空港は3本有し、そのうち2本を常時運用している。残りの滑走路のメインの使用用途は冬の雪対策であるが、除雪部隊が必ず1本の滑走路を除雪し、雪による欠航や遅延を回避しているなど、ヘルシンキ空港の雪対策は新千歳空港が参考にできる部分もあると思っている。

ヘルシンキ空港のパスポートは自動ゲートを使用することができ（ヘルシンキへの入国は別）、言葉を交わすことなく入出国の手続きが可能で、言葉に不安がある方でも安心。これは、ヨーロッパの空港ではヴァンター空港が唯一採用している。

## 日本国内のフィンエアーの歴史について

わが社の日本就航は週1便の成田便が83年にスタートし、今年で36年目となる。5年後に成田便が週2便となり、95年に大阪便が就航、2006年には名古屋便、同年東京が週4便になった。そして、07年に関西線がフィンエアーでは初めてデイリー運航になり、10年に成田線もデイリーになった。このあたりから昨今の成長が始まった。

利用は、観光が8割、業務渡航が約2割。東京線がデイリーになるまでは、業務渡航の割合が10%以下だった。デイリーにすることで業務渡航の需要を掘り起こした。11年に東京、大阪、名古屋3都市から毎日運航となり、その後、16年に福岡が週3便、17年には成田を増便、18年には夏スケジュールで成田1日2便、19年4月からは大阪関西線も深夜便を増便し週10便体制とした。そこに念願の新千歳—ヘルシンキ線が12月16日に就航することになり、大変喜ばしいと思っている。

## 本当の最短ルートは地球儀を見るとわかります

ヨーロッパと日本を結ぶ  
北欧の近道



日本と欧州を旅するなら、ヘルシンキのハブ空港を経由して、時間の有効活用を。シベリア上空の北回り最短ルートで、ヘルシンキ空港での便利な乗り継ぎをご体験ください。フライトのご予約は [www.finnair.co.jp](http://www.finnair.co.jp) で。

THE NORDIC WAY



FINNAIR

ここ数年の増便、成長でのターニングポイントは14年に日本航空（JAL）がヘルシンキ便を就航させたこと。ヘルシンキの利便性の良さを30年かけPRしてきたが、JALの就航により、マイレージ会員の2,000万人以上の方にその魅力が一気に伝わることになり、それ以降利用者が急増した。

19年夏スケジュールでは、わが社単独で計34便、これに業務提携しているJALの週7便を加えるとトータル41便になり、日本発ヨーロッパの便では、パリ行きに42便に次ぐ第2位の数字となる。フィンエアーは来年以降、第1位の便数を目指し、ヴァンター空港を日本からヨーロッパへの第一のゲートウェイとなるように努力したいと考えている。

一方、ヴァンター空港に到着する80%のお客様は乗り継ぎ便を利用するところ、一日でもいいからフィンランドに滞在してもらいたい思いで、「ヘルシンキ・ストップオーバー」の提案を始めている。是非フィンランドの文化芸術、デザイン、食、スポーツ、季節、癒やし、また、サンタクロース、ムーミン、オーロラなど、素晴らしい体験をして欲しい。

## 新千歳—ヘルシンキ便就航の道のりとこれから

新千歳—ヘルシンキ便就航は、15年に北海道運輸局が企画した「海外から関係者を招聘し北海道の良さを体験するプログラム（FAMトリップ）」に、私どもにも声がかかったことがきっかけ。ヘルシンキ本社のスタッフがそのFAMトリップに参加したところ、北海道の魅力に手ごたえを感じ、就航を目指すこととなった。フィンエアー日本支社も北海道の可能性について独自に情報を入手し、それを本社に報告したのも奏功し、4年越しでやっと悲願の就航が実現した。札幌便は常に季節運航としてリストに上がってきていたが、その都度、別の競合路線が採用されてきた。今回就航にやっとこぎつけ、万感の思いである。

初便の運航はヘルシンキを12月15日に出発、新千歳の折り返しは12月16日となる。フィンエアーとしては北海道への初の定期便就航となり、当面冬のスケジュールでスタート、週2便を予定している。札幌発は11時35分に空港を出発し、時差があるのでヘルシンキ到着は14時40分。スケジュールでは9時間35分となっているが、実際のフライト時間は8時間前後になる。これは、道民にとって成田線利用に比べ3時間45分、中部線に比べ4時間以上の短縮となる。ヘルシンキ発札幌の便は8時55分に出発し、フライト時間が7時間台の場合もある。新千歳からヨーロッパへ最短最速のフライトということを強調したい。

## ゲートウェイとしての札幌（新千歳空港）

利用拡大の戦略として、地元の自治体、商工会議所、空港ビル等と連携し、日本政府観光局（JNTO）並びに行政観光部門とヨーロッパに対して誘致活動を行い、旅行業協会や旅行会社との共同プロモーションに繋ぎたい。具体的には欧州各地で既に人気が高い、北海道の自然、食、文化、特にパウダースノーを目指すスキーやスノーボードの愛好家にプロモーションしていきたい。

ゲートウェイとしての新千歳を今後どう考えていくか。まず札幌が、ヨーロッパから一番近い日本の都市であることをPRし、さらに国内27都市へ乗り継ぎ可能という利便性についての理解を広め、日本への玄関口としての可能性を認知してもらうことが重要となる。

北海道からのアウトバウンドに関しては、北欧、バルト三国、東欧をメインに、ヘルシンキをゲートウェイとした全欧州向けの観光、行政、企業の出張、視察、会議、学校などの教育旅行などに需要が見込めるのではないかと期待している。北海道の温泉文化と親和性が高いサウナ文化、日本が学ぶ点が多いと思っている北欧の教育などもPRしたい。

東北、本州、九州、四国からのストップオーバー乗継を考慮したスケジュールの効率化も重要で、新千歳空港を11時35分発のスケジュールを予定しているが、ヘルシンキに向けて乗継出発するところを考慮し、新千歳発を午後にするなど乗り継ぎしやすいスケジュールを組むことで、新たな利用の可能性も自然と広がるだろう。

新千歳をハブ空港化するための目標として、まずは通年運航を目指したい。



# 北海道人ブラジル移住100周年及び パラグアイ移住80周年記念事業について

2019年は、北海道人がブラジルに移住し、サンパウロの地に鋤を入れてから100周年を迎えるとともに、ブラジル北海道文化福祉協会が創立80周年となる記念すべき年。

また、パラグアイにおいても同じく移住80周年を迎えるとともに、全パラグアイ北海道人会連合会が創立55周年を迎えるなど、大きな節目となる記念すべき年となる。

入植から幾多の困難を乗り越え今日の繁栄を築かれた先人達と、同協会の長きにわたる活動に心から敬意を表するとともに、北海道を挙げてこの記念事業をお祝いするため、当センターでは佐藤会長ほか職員を派遣する。

また、ブラジル移住100周年記念事業に併せ「北海道観光・物産紹介展」が企画され、北海道日伯協会等に対し支援要請があったことから、道内関係団体で組織される同紹介展支援会にハイエックも参画し、物産等調達に係る協賛依頼や搬送等に係る支援を行った。

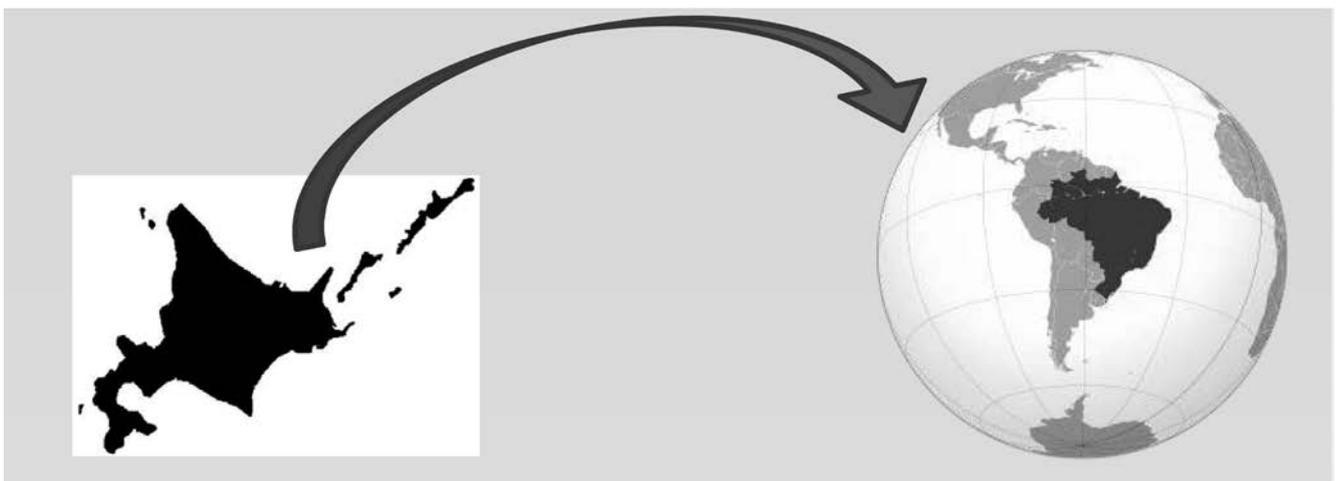
## 【開催時期等】

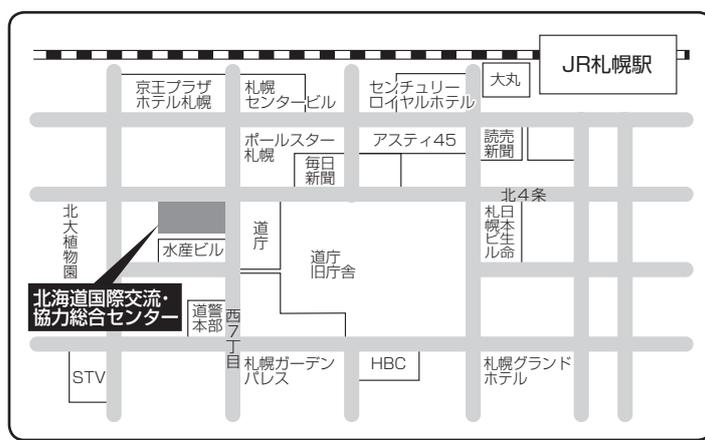
- 1 北海道人ブラジル移住100周年等記念事業／北海道観光・物産紹介展  
時期：2019年8月24日（土）  
場所：サンパウロ市「北海道交流センター」（ブラジル連邦共和国）
- 2 北海道人パラグアイ移住80周年等記念事業  
時期：2019年8月21日（水）  
場所：アスンシオン市「ハマナスセンター」（パラグアイ共和国）

## 【ブラジル移住100周年等記念「北海道観光物産紹介展」協賛者】

協賛金：伊藤組土建（株）、（株）日本旅行北海道、ホクレン農業協同組合連合会、  
きのとや（株）、（株）北海道新聞、北海道

協賛品：江別市、歌志内市、安平町、鹿部町、東神楽町、上川町、東川町、美深町、遠軽町、上士幌町、  
標津町、（公社）北海道観光振興機構、北海道





# 2019 年報

---

発行年月 令和元（2019）年8月  
発行・編集 公益社団法人  
**北海道国際交流・協力総合センター**  
印刷 旭プリント株式会社

---